

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

監 査 公 表

定期監査の結果に基づく措置状況

建築都市局（工事監査） ……………（監査公表第 1号） …… 1

定期監査の結果に基づく措置状況

建設局及び区役所まちづくり整備課（工事監査）
……………（監査公表第 2号） …… 4

定期監査

環境局及び教育委員会（工事監査） ……（監査公表第 3号） …… 8

定期監査

環境局及び監査事務局 ……………（監査公表第 4号） …… 13

財政援助団体等監査

財政援助団体監査
（公益財団法人地球環境戦略研究機関北九州アーバンセンター）
公の施設の指定管理者
（タカミヤ・マリパー・里山を考える会共同事業体）
（ひびき灘開発株式会社） ……………（監査公表第 5号） …… 17

財政援助団体等監査

出資団体
（公益財団法人北九州市環境整備協会）
（公益財団法人北九州国際技術協力協会）
……………（監査公表第 6号） …… 20

定期監査

財政局 ……………（監査公表第 7号） …… 40

財政援助団体等監査

出資団体
（北九州市土地開発公社） ……………（監査公表第 8号） …… 43

定期監査の結果に基づく措置状況

市民文化スポーツ局、教育委員会 ……（監査公表第 9号） …… 49

定期監査の結果に基づく措置状況

建築都市局（工事監査） ……………（監査公表第10号） …… 54

定期監査の結果に基づく措置状況

産業経済局、港湾空港局及び上下水道局（工事監査）
……………（監査公表第11号） …… 58

定期監査

建設局、上下水道局及び区役所まちづくり整備課（工事監査）
……………（監査公表第12号） …… 68

定期監査の結果に基づく措置状況

産業経済局 ……………（監査公表第13号） …… 83

財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況

出資団体
（公立大学法人北九州市立大学） ……（監査公表第14号） …… 90

北九州市監査委員

北九州市監査公表第1号

平成25年2月8日

| | |
|----------|-------|
| 北九州市監査委員 | 山口 彰 |
| 同 | 大津 雅司 |
| 同 | 新上 健一 |
| 同 | 森 浩明 |

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査（工事監査）

2 措置を講じた局等

建築都市局（営繕関係）

3 監査の期間

平成23年11月9日から平成24年4月24日まで

4 監査公表の時期

平成24年5月25日（平成24年監査公表第21号）

5 監査の結果に基づく措置状況

建築都市局

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>ア 地盤改良における六価クロム溶出試験について (建築課)</p> <p>[1 0] 新門司工場熔融スラグ第2ストックヤード新築工事</p> <p>上記工事は、新門司工場において、ごみを熔融処理する際に生産されるスラグを資源として再利用するために、一時保管する倉庫を建築するものである。</p> <p>本工事の基礎工事において、基礎コンクリートの下の地盤が一部分軟弱であったため、設計変更でセメント系固化材を使用して地盤改良を実施した。</p> <p>平成12年の検査室（現技術監理室）の通知によれば、セメント系固化材を使用した地盤改良にあつては、六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であることを確認する必要があつたにもかかわらず六価クロム溶出試験を実施しないまま地盤改良工事を行つていた。</p> <p>これは、セメント系固化材を使用した地盤改良部分が小規模であつたことや工事場所が新門司工場敷地内であつたために、六価クロム溶出試験を省略して良いと間違つた判断をしたものであつた。</p> <p>セメント系固化材を使用した地盤改良の施工に当たっては、通知等を理解の上、適正に行われたい。</p> | <p>今回の工事は表層部分の土壌とセメント系固化剤を重機（バックホウ）で攪拌して地盤改良を図るものであつたが、特記仕様書には六価クロム溶出試験の実施の記載がなく、このことが試験を省略してよいと間違つた判断をした一因でもあつた。</p> <p>このため、平成24年6月より、本工法を採用する際の六価クロム溶出試験実施について、標準特記仕様書へ明記し、チェック機能の徹底を図ることにより、再発を防止することとした。</p> <p>なお、本工事における六価クロム溶出試験については、工事竣工後の平成23年度に試験を実施し、六価クロムの基準値である0.05 mg/L以下であることを確認している。</p> |

注・・・[]内の数字は、平成24年監査公表第35号の別表1一般工事抽出一覧表の番号を示す

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|---|---|
| <p>イ 視覚障害者誘導用ブロックについて（軽微な工事） （折尾総合整備事務所工事課） 北九州市土木構造物標準図には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」を踏まえて、視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法を定めている。</p> <p>折尾南北線舗装新設外工事の中で、古くなった視覚障害者誘導用ブロックを新しいものに取り替えているが、土木構造物標準図に基づき、横断歩道橋の階段下段の位置に障害物の存在を警告するブロック（点状ブロック）を敷設すべきところをしておらず、視覚障害者の安全な歩行が確保できない設計・施工になっていた。</p> <p>これは、取り替える前の視覚障害者誘導用ブロックの設置状況が不適切であったことを認識しないまま、従前と同じ配置で取り替えたために生じたものである。</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックの敷設に当たっては、北九州市土木構造物標準図を確認の上、適切な設計・施工をされたい。</p> | <p>本工事は、指摘のとおり点状ブロックが適切な形で設置されなかったものである。</p> <p>今回の指摘を受け、平成24年2月の課内会議において、職員全員に指摘内容を詳細に報告するとともに、「北九州市土木構造物標準図」による設置方法を確認した。</p> <p>また、平成24年6月1日、技術監理室が開催した工事担当課長会議（土木）において、他部署で同様の事例が起らないよう当課の指摘内容を報告した。</p> <p>今後、歩道整備工事においてはバリアフリー新法を踏まえて、適切な設計・施工を行いたい。</p> <p>なお、現地は今回の指摘を受け「北九州市土木構造物標準図」に基づき、平成24年2月末に改善を行っている。</p> |

北九州市監査公表第2号
平成25年 2月 8日

| | | | |
|----------|---|---|---|
| 北九州市監査委員 | 山 | 口 | 彰 |
| 同 | 大 | 津 | 雅 |
| 同 | 新 | 上 | 健 |
| 同 | 森 | | 浩 |
| | | | 明 |

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査(工事監査)
- 2 措置を講じた局等
建設局及び戸畑区役所まちづくり整備課
- 3 監査の期間
平成23年12月14日から平成24年5月18日まで
- 4 監査公表の時期
平成24年8月27日(平成24年監査公表第27号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 建設局

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>ア 道路仮設構造物の設計・施工について (街路課)</p> <p>[2 3] 新若戸道路道路改良工事 (2 2 - 6)</p> <p>上記工事は、新若戸道路のうち、戸畑区陸上部の道路整備を行うものである。</p> <p>本工事では、L型擁壁基礎部の地盤改良のために幅約5m、深さ約2.0m～3.5mの掘削を行い、その土留めとして、安定計算をせずに0.2m根入れの軽量鋼矢板を使用する仮設工法を採用していた。</p> <p>しかし、この工法は上下水道などの小規模な工事で行うものであり、道路構造物である本工事の仮設工は「道路土工－仮設構造物工指針」に従って安定計算を行い、必要な根入れ長（掘削深さが3mを超えれば最小根入れ長は3.0m）や矢板の規格等を設計し、安全な施工をすべきであった。</p> <p>道路仮設工の設計・施工に当たっては、「道路土工－仮設構造物工指針」等に従って適切に行われたい。</p> | <p>今回の指摘は、道路仮設工の設計変更に合わせて、本来、「道路土工－仮設構造物工指針」等に基づき、行うべきであったが、十分な確認が為されず、上下水道などの小規模工事の指針を使用したことが原因である。</p> <p>今回の指摘を受け、平成24年7月5日付けで、同様の間違いが生じないように、指摘事項と併せて、下記を関係各課に文書で通知し、関係職員への周知徹底を図った。</p> <p>加えて、指摘を受けた設計課では、「技術研修会」を立ち上げ、継続的にミス防止に取り組むこととし、平成24年7月5日の研修会において、また、監督課では、平成24年7月26日の「事務改善会議」において、同様の内容を関係職員へ周知徹底した。</p> <p>① 工法変更を伴う施工者への指示は、必ず「指示票」により行う。加えて施工者に「変更施工計画書」を提出させ、監督課は指示内容が正確に反映されているかなどの確認を徹底する</p> <p>② 工法変更などを伴う設計変更の際は、必ず監督課や設計課において「指示票」や「変更施工計画書」などの書面の確認を確実にを行う。</p> |

注・・[]内の数字は、平成24年監査公表第27号の別表1本工事抽出一覧表の番号を示す

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>イ 地盤改良工の工法変更について (街路課)</p> <p>[2 6] 飛行場南線 (中曽根工区) 道路改良工事 (2 2 - 1)</p> <p>上記工事は、旧北九州空港から国道 1 0 号を經由し、都市計画道路南方朽網線を結ぶ都市計画道路飛行場南線の道路改良工事である。</p> <p>この地盤改良工において、隣接家屋等へのセメント粉塵の飛散防止を設計条件として、セメント改良材の攪拌を自走式土質改良機で行う工法に指定していたが、実際は工法を変更し、スタビライザによる工法で実施していた。</p> <p>この工法変更に伴う施工者への指示等については、契約約款に定める書面 (指示票など) で行うことになっているが、それがなされていなかった。</p> <p>また、積算においては、自走式土質改良機からスタビライザへの設計変更をすべきであったが、それがなされていなかった。</p> <p>工法の変更等においては、その指示等は指示票などの書面により行うとともに、適切な積算をするよう徹底されたい。</p> | <p>今回の指摘は、工法変更に伴う施工者への指示が、本来、書面にて行うべきところを口頭で行ったため、指示内容が正確に伝わっていなかったことが原因である。</p> <p>今回の指摘を受け、平成 2 4 年 7 月 5 日付けで、同様の間違いが生じないように、指摘事項と併せて、下記を関係各課に文書で通知し、関係職員への周知徹底を図った。</p> <p>加えて、指摘を受けた設計課では、「技術研修会」を立ち上げ、継続的にミス防止に取り組むこととし、平成 2 4 年 7 月 5 日の研修会において、また、監督課では、平成 2 4 年 7 月 3 1 日の「事務改善会議」において、同様の内容を関係職員へ周知徹底した。</p> <p>① 工法変更を伴う施工者への指示は、必ず「指示票」により行う。加えて施工者に「変更施工計画書」を提出させ、監督課は指示内容が正確に反映されているかなどの確認を徹底する</p> <p>② 工法変更などを伴う設計変更の際は、必ず監督課や設計課において「指示票」や「変更施工計画書」などの書面の確認を確実にを行う。</p> |

注・ ・ [] 内の数字は、平成 2 4 年監査公表第 2 7 号の別表 1 本工事抽出一覧表の番号を示す

(2) 区役所まちづくり整備課

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|---|--|
| <p>ア 業務委託について（軽微な業務委託） （戸畑区役所まちづくり整備課）</p> <p>平成22年度に契約した業務委託において、以下の不適切な事務処理が認められた。</p> <p>業務委託契約においては、設計図書の定めるところにより業務の完了を確認するための検査をしなければならないが、設計図書と相違する内容のまま完了と認めていた業務委託が5件あった。</p> <p>また、設計図書に計上している数量に満たないまま完了と認めていた業務委託が1件あった。</p> <p>これらは、設計図書の内容が変更されていたにもかかわらず、契約変更の手続きをしなかったこと、業務の完了を確認するための検査が不十分であったことなどにより生じたものである。</p> <p>さらに、業務の着手は契約締結後に行わなければならないが、契約締結前に着手していた業務委託が3件あった。</p> <p>業務委託の執行については、契約等に関する諸規定を遵守し適切に行われたい。</p> | <p>今回の指摘は、当時業務量が大幅に増加したことに加え、地元要望への迅速な対応で工事発注を急ぐあまり、事前に業務着手を行ったこと、及び、設計内容が当初設計と相違しても、一定の業務量が確認されたものについては契約変更を行わずに完了と認めるなど、課内における成果品のチェックに不備があったことなどから発生したものである。</p> <p>今回の指摘を受け、戸畑区まちづくり整備課では、平成24年6月26日及び7月24日に業務委託に係る事務手続きについて勉強会を行い、仕様書による業務内容の明確化、変更事由が生じた際の指示票や変更契約、成果品の二重チェックの徹底等を確認するなど、再発防止に向けて、契約等に関する諸規定の徹底を図った。</p> |

平成25年2月8日

| | | |
|----------|----|----|
| 北九州市監査委員 | 山口 | 彰 |
| 同 | 大津 | 雅司 |
| 同 | 新上 | 健一 |
| 同 | 森 | 浩明 |

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、環境局及び教育委員会において施工する工事（調査・設計委託業務を含む）で、平成22年6月1日から平成24年5月31日までに契約した本工事及び軽微な工事並びに平成21年度から平成22年度への継続工事。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、表1、表2のとおり工事等を抽出し、それぞれ事務手続、計画・設計及び施工について、事務が適正に執行されているか等を主眼に、関係書類の調査及び現地調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

表1 工事の抽出（環境局）

| 工事区分 | 対象工事 | | 抽出工事 | | 備考 |
|--------------------|------|-----------|------|----------|-------|
| | 件数 | 契約金額(千円) | 件数 | 契約金額(千円) | |
| 本工事 (委託業務を含む) | 45 | 2,589,507 | 11 | 446,343 | 別表1参照 |
| 軽微な工事 (委託業務を含む) | 779 | 596,662 | 84 | 90,697 | 別表2参照 |

表2 工事の抽出（教育委員会）

| 工事区分 | 対象工事 | | 抽出工事 | | 備考 |
|--------------------|-------|-----------|------|----------|-------|
| | 件数 | 契約金額(千円) | 件数 | 契約金額(千円) | |
| 軽微な工事 (委託業務を含む) | 7,818 | 4,077,058 | 165 | 186,409 | 別表3参照 |

3 監査の期間

平成24年7月27日から平成24年11月15日まで

4 監査の結果

(1) 環境局

監査の結果、工事の事務手続、計画・設計及び施工は、おおむね適正に行われていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

※ [] 内の数字は、「別表1 本工事抽出一覧表」の番号を示す

ア 特命工事における工事費の積算について

(新門司工場)

[02] 新門司工場酸素発生装置外修繕工事

本工事は、新門司工場の熔融炉酸素発生装置等の修繕を、「当該設備の構造及び運転条件の熟知等」を理由として、工場プラント建設を請負った業者の子会社に特命随意契約したものである。

本工事の積算において、特命予定業者からの1社見積りを採用しているが、各種作業の内容や規模の確認を怠ったため、作業員の工数が過大となっていた。また、委託業務で発注すべき点検業務が、本工事の中に算入されており、不適切であった。

特命工事の発注にあたっては、特命が不可欠な工種に限定して発注すべきであり、また、積算にあたっては、見積り内容の精査を行うとともに、作業員数の工事中の現状や作業日報による確認を行うなど、適正な積算となるよう徹底されたい。

(2) 教育委員会

監査の結果、工事の事務手続、計画・設計及び施工は、おおむね適正に行われていた。

別表1 本工事抽出一覧表（環境局）

| 番号 | 部課名 | 工事名称 〈工事場所〉 | 工事概要 | 契約内容 | | |
|----|------------------------|--|---------------------------|------|--------------|----------------------|
| | | | | 方法 | 契約金額 (千円) | 工期 |
| 1 | 新門司環境 センター 新門司工場 | 新門司工場 溶融炉外修繕 工事 〈門司区新門司三丁目 79 番地〉 | 溶融炉の定 期整備工事 | 随意 | 128,546 | 22.10.20 23.03.31 |
| 2 | 新門司環境 センター 新門司工場 | 新門司工場 酸素発生装置 外修繕工事 〈門司区新門司三丁目 79 番地〉 | 酸素発生装 置外の修繕 工事 | 随意 | 23,205 | 22.12.01 23.03.15 |
| 3 | 日明環境 センター 日明工場 | 日明工場剪断式破碎機油圧 装置整備工事 〈小倉北区西港町 96 番地の 2〉 | 破碎機用油 圧装置整備 | 指名 | 19,404 | 22.07.01 23.03.15 |
| 4 | 日明環境 センター 日明工場 | 日明工場焼却炉外整備工事 〈小倉北区西港町 96 番地の 2〉 | ストーカー 炉整備 | 随意 | 55,335 | 22.09.08 23.01.31 |
| 5 | 日明環境 センター 日明工場 | 日明工場 粗大クレーン P L C 更新工事 〈小倉北区西港町 96 番地の 2〉 | P L C 更新 | 指名 | 7,350 | 23.09.01 23.12.16 |
| 6 | 日明環境 センター 日明工場 | 日明工場 剪断式破碎機整備 工事 〈小倉北区西港町 96 番地の 2〉 | 粗大剪断式 破碎機整備 | 随意 | 17,850 | 23.09.21 23.11.30 |
| 7 | 日明環境 センター 日明工場 | 日明工場 3号炉耐火物更新 工事 〈小倉北区西港町 96 番地の 2〉 | 焼却炉内耐 火物更新 | 指名 | 35,053 | 23.11.10 24.03.31 |
| 8 | 皇后崎環境 センター 皇后崎工場 | 皇后崎工場 2号炉バグフィ ルタ整備工場 〈八幡西区夕原町 2 番 1 号〉 | 2号炉用バ グフィルタ の交換工事 | 随意 | 54,600 | 22.07.28 23.03.15 |
| 9 | 皇后崎環境 センター 皇后崎工場 | 皇后崎工場 焼却炉本体外定 期修繕工事 〈八幡西区夕原町 2 番 1 号〉 | 1、2号炉お よび前処理破 碎機の整備 | 随意 | 72,450 | 23.05.06 23.07.29 |
| 10 | 皇后崎環境 センター 皇后崎工場 | 皇后崎工場 ごみクレーン荷 重計システム更新工事 〈八幡西区夕原町 2 番 1 号〉 | ごみクレーン 荷重計システ ムの更新 | 随意 | 22,050 | 23.10.26 24.03.30 |
| 11 | 皇后崎環境 センター 皇后崎工場 | 皇后崎工場 ごみクレーンパ ケット他修繕工事 〈八幡西区夕原町 2 番 1 号〉 | ごみ・灰・前 処理クレーン の整備 | 随意 | 10,500 | 23.12.21 24.03.30 |
| 計 | | 11件 | | | 446,343 | |

別表2 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（環境局）

| 部 名 | 課 名 | 件数 | 契約金額（千円） |
|-----------|-----------|----|----------|
| 環境政策部 | 環境学習課 | 2 | 3,067 |
| 環境未来都市推進室 | 環境未来都市推進室 | 6 | 6,682 |
| 環境国際戦略室 | 環境国際戦略課 | 0 | 0 |
| 環境監視部 | 環境保全課 | 0 | 0 |
| | 監視指導課 | 1 | 1,725 |
| 循環社会推進部 | 循環社会推進課 | 0 | 0 |
| | 業務課 | 11 | 1,384 |
| | 施設課 | 17 | 20,743 |
| 新門司環境センター | 新門司環境センター | 1 | 598 |
| | 新門司工場 | 5 | 8,568 |
| 日明環境センター | 日明環境センター | 6 | 1,633 |
| | 日明工場 | 18 | 24,208 |
| 皇后崎環境センター | 皇后崎環境センター | 4 | 1,931 |
| | 皇后崎工場 | 8 | 14,123 |
| 環境科学研究所 | 環境科学研究所 | 5 | 6,035 |
| 計 | | 84 | 90,697 |

別表 3 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（教育委員会）

| 部 名 | 課 名 | 件数 | 契約金額（千円） |
|------------|----------------|-----|----------|
| 総務部 | 総務課 | 1 | 1,778 |
| | 施設課 | 92 | 128,341 |
| | 施設課 （学校発注分） | 14 | 2,737 |
| 学務部 | 学事課 （学校発注分） | 13 | 3,287 |
| | 北九州市立高校 | 1 | 200 |
| | 高等理容美容学校 | 0 | 0 |
| | 戸畑高等専修学校 | 0 | 0 |
| | 学校保健課 | 26 | 36,652 |
| 指導部 | 教育センター | 2 | 2,928 |
| 生涯学習部 | 生涯学習課 | 1 | 788 |
| 生涯学習総合センター | | 10 | 4,703 |
| 中央図書館 | 庶務課 | 5 | 4,995 |
| 計 | | 165 | 186,409 |

| | | |
|----------|----|----|
| 北九州市監査委員 | 山口 | 彰 |
| 同 | 大津 | 雅司 |
| 同 | 新上 | 健一 |
| 同 | 森 | 浩明 |

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、環境局、監査事務局の平成23年度及び平成24年度（平成24年4月から同年6月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成24年7月27日から同年11月15日まで

4 監査の結果

(1) 環境局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 支出事務

(ア) 補助金について

(環境未来都市推進室)

北九州市民間建築物屋上緑化補助金において、補助金交付要綱で補助率等が明記されているにもかかわらず要綱どおりの補助金の交付決定をしていないものや補助金交付額決定通知書に補助対象事業経費を明記していないものが見られた。

自然環境保全活動支援事業補助金において、実施要綱に補助率等が明記されていないなど、補助金の交付金額の決定過程が十分に明確になっていないものが見られた。

適正な事務処理をされたい。

(イ) タクシー乗車券の適正な使用について

(業務課)

タクシー乗車券の使用について、他の交通機関の利用が可能な時間帯であるにもかかわらず業務終了後の帰宅や自宅から出張先へ直行するために、タクシー乗車券を使用している例が複数見られた。

「タクシー乗車券の適正な使用及び管理について（平成9年3月31日付財政局長通知）」で通知された乗車券の使用基準では、深夜勤務等の事情により他の交通機関の利用が困難な場合等で、乗車券管理者が特に必要と認めるときとされている。

適正な事務処理をされたい。

イ 契約事務

(ア) 北九州市エコタウンセンターについて

(環境未来都市推進室)

北九州市エコタウンセンター（以下、「エコタウンセンター」という。）の指定管理者による施設維持管理について、市の承諾なしに再委託され、再委託先からさらに再委託されているものが認められた。

市と指定管理者とで締結された「エコタウンセンターの管理運営に

関する基本協定書」では、第三者に本業務の一部を委託する場合は、事前に市の承諾を受けるものとしている。

指定管理者による業務の実情を把握した上で、適切な指導管理に基づく事務処理をされたい。

(イ) 委託契約事務について (その1)

(循環社会推進課)

委託契約事務において、①随意契約 (特命) しているにもかかわらず業務の大部分を再委託しているもの、②随意契約 (特命) の理由に合理性が認められないものなど不適正な事務処理が認められた。

業務委託契約事務の手引きでは、委託業務の全部又は主たる部分や全体の履行に関する管理の部分については原則として再委託はできないとされている。さらに、随意契約により契約を締結する場合は、合理的な理由のある場合に限定し、安易に随意契約によって契約をしないようにするものとされている。

適正な事務処理をされたい。

(ウ) 委託契約事務について (その2)

(業務課)

委託契約事務において、①随意契約 (特命) しているにもかかわらず業務の大部分が再委託されており、②再委託先で委託料が委託業務の内容と関連性のない目的で使用されている事例が認められた。

業務委託契約事務の手引きでは、委託業務の全部又は主たる部分や全体の履行に関する管理の部分については原則として再委託はできないとされている。また、市委託業務要綱では、委託業務を実施する場合は、その履行又は進行を管理しなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。

(エ) 手数料の収納事務委託について

(業務課)

北九州市ごみ処理手数料収納事務委託契約において、契約書では、受託者は家庭ごみ用指定袋等を販売した際に手数料を収納し、1ヶ月分を翌月25日までに払い込むと規定しているが、実際には市が受託者に対して納品した家庭ごみ用指定袋等の数量分の手数料全額を受託者に払い込ませていた。

また、契約書では手数料の払込遅延の違約金を定めているにもかかわらず徴収していなかった。

市民の利便性の維持を確保しつつ、適正な事務処理をされたい。

(2) 監査事務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

平成25年2月8日

| | | |
|----------|----|----|
| 北九州市監査委員 | 山口 | 彰 |
| 同 | 大津 | 雅司 |
| 同 | 新上 | 健一 |
| 同 | 森 | 浩明 |

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている環境局所管団体のうち、次の団体を抽出し、平成23年度及び平成24年度（平成24年4月から同年6月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（平成24年6月30日現在、単位：千円）

| 補助金等交付団体 名称 | 補助金等名称 | 24年度 交付額 | 23年度 交付額 | 所管課 |
|-------------------------------|-------------|--------------------|-------------|---------|
| 公益財団法人 地球環境戦略研究機関 北九州アーバンセンター | 地球戦略研究機関補助金 | 24,108 (24,108) | 25,112 | 環境国際戦略課 |

※24年度交付額（ ）は、平成24年度交付決定額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている環境局所管の指定管理者のうち、次の2団体を抽出し、平成23年度及び平成24年度（平成24年4月から同年6月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

| 指定管理者名 | 施設名 | 指定期間 | 所管課 |
|------------------------|--------------|--------------------------|-------|
| タカミヤ・マリバー・里山を考える会共同事業体 | 北九州市環境ミュージアム | 平成21年4月1日～ 平成26年3月31日 | 環境学習課 |

| | | | |
|------------|---------------|--------------------------|-----------|
| ひびき灘開発株式会社 | 北九州市エコタウンセンター | 平成21年4月1日～ 平成26年3月31日 | 環境未来都市推進室 |
|------------|---------------|--------------------------|-----------|

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成24年7月27日から同年11月15日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 北九州市エコタウンセンターについて

(ひびき灘開発株式会社)

指定管理者となっている北九州市エコタウンセンター（以下、「エコタウンセンター」という。）の施設維持管理について、①市の承諾なしに

再委託され、再委託先からさらに再委託されているもの、②再委託された業務の一部が仕様書どおりに実施されていないものが認められた。

市と指定管理者とで締結された「エコタウンセンターの管理運営に関する基本協定書」では、第三者に本業務の一部を委託する場合は、事前に市の承諾を受けるものとしている。また、業務実施条件として「エコタウンセンター指定管理業務にかかる仕様書」が示されている。

適切な事務処理をされたい。

| | | |
|----------|----|----|
| 北九州市監査委員 | 山口 | 彰 |
| 同 | 大津 | 雅司 |
| 同 | 新上 | 健一 |
| 同 | 森 | 浩明 |

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体のうち、次の2団体を抽出し、平成23年度及び平成24年度（平成24年4月から同年6月末日まで）の事業における出納その他の事務の執行を対象とした。

- (1) 公益財団法人北九州市環境整備協会
- (2) 公益財団法人北九州国際技術協力協会

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査をするとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成24年7月27日から同年11月15日まで

(1) 公益財団法人北九州市環境整備協会

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人北九州市環境整備協会（以下「整備協会」という。）は、廃棄物の適正処理並びに環境衛生に関する調査、研究、検査及び相談等を通じて生活環境の健全化を推進し、地域住民の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和57年3月18日に設立され、平成24年4月1日に公益財団法人に移行した法人である。

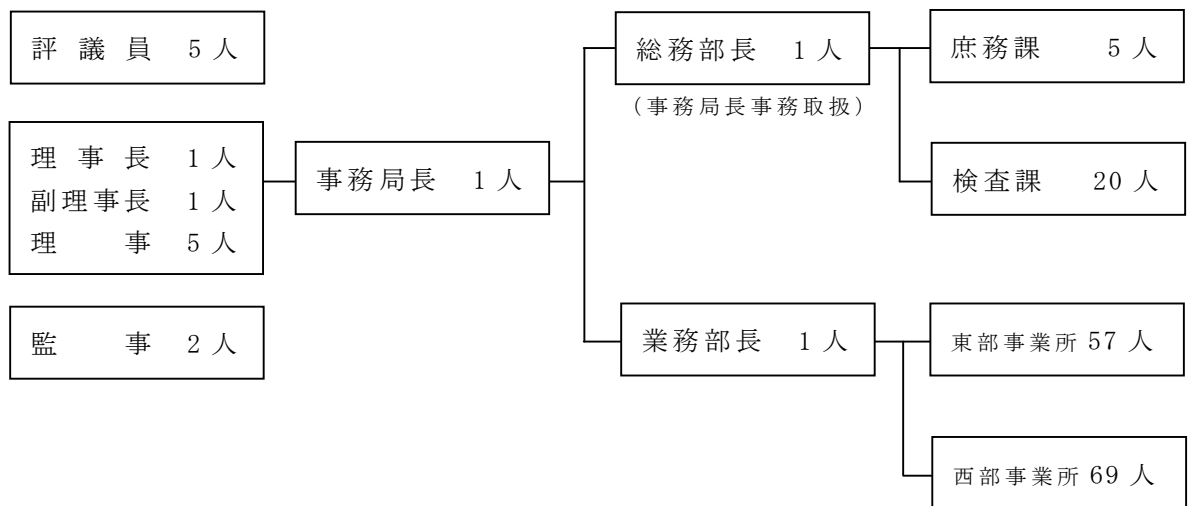
(イ) 現況

整備協会は、前記の事業目的を達成するため、廃棄物の処理及び公害防止に関する事業、環境衛生に関する調査・研究・検査及び相談指導、浄化槽法並びに水道法に基づく浄化槽及び簡易専用水道の定期検査業務等を実施している。業務実績、収支状況及び貸借対照表は、表1、表2及び表3のとおりである。

(ウ) 組織

整備協会の組織は、次のとおりである。

(平成24年6月30日現在)



(エ) 市との関係

市は、整備協会の設立に当たり、基本財産1,000万円のうち300万円(30%)を出資するとともに、市内全区における一部地域の家庭ごみ収集業務及び検査分析業務等を委託し、平成23年度は7億5,222万円、平成24年度は6月までに1億1,785万円の委託料を支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

整備協会の平成23年度の経営状況を見ると、当期一般正味財産増減額は、1,849万円の赤字となっている。

これは、検査事業・分析事業収益が前年度に比べて5,733万円の減少となったが、その事業費は3,513万円の減少にとどまったことなどによるものである。また、建物建設積立資産5,000万円を取り崩して東部事務所の建設資金とした。

今後は、公益財団法人として、家庭ごみの収集業務や国際研修業務等の受託事業を着実に推進するとともに、検査分析業務を中心とした自主事業の拡大を図り、併せて、より一層の経費節減に努めることにより、経営基盤の安定化に取り組むことが望まれる。

表1 業務実績

(金額は税抜き)

| 事業名 | | 平成22年度 | | 平成23年度 | |
|----------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | 件数等 | 収入(円) | 件数等 | 収入(円) |
| 検査 事業 収入 | 浄化槽水質検査 | 1,168 検体 | 8,053,400 | 1,216 検体 | 8,226,300 |
| | 浄化槽法定検査 | 1,800 基 | 10,001,000 | 1,543 基 | 9,765,500 |
| | 簡易専用水道法定検査 | 1,072 基 | 13,083,470 | 971 基 | 14,746,537 |
| | 飲料水検査 | 980 検体 | 11,692,100 | 923 検体 | 9,717,100 |
| | 工場廃棄物等検査 | 681 検体 | 8,331,160 | 633 検体 | 9,018,750 |
| | 小計 | | 51,161,130 | | 51,474,187 |
| | 響灘排水処分場運転管理料 | 1 件 | 36,914,392 | 1 件 | 25,399,222 |
| | 焼却工場に係る分析 | 1 件 | 9,800,000 | 1 件 | 9,780,000 |
| | 響灘処分場及び周辺海水水質分析料 | 1 件 | 18,500,000 | 0 件 | 0 |
| | ごみ質等に係る分析 | 3 件 | 2,979,000 | 1 件 | 1,400,000 |
| | 浄化槽指導調査 | 1 件 | 920,000 | 1 件 | 890,000 |
| | 産業廃棄物溶出試験 | 1 件 | 2,700,000 | 0 件 | 0 |
| | 公共用水域等水質調査 | 4 件 | 39,758,000 | 4 件 | 38,595,000 |
| | 工場・事業場排水試験 | 1 件 | 11,000,000 | 1 件 | 13,500,000 |
| | 下水道工事に伴う水質検査 | 1 件 | 553,000 | 1 件 | 622,000 |
| | 石油備蓄基地排水検査 | 1 件 | 1,891,200 | 1 件 | 2,879,400 |
| | 病院排水水質検査 | 4 件 | 1,872,000 | 4 件 | 1,762,000 |
| | 調査・研究に係る業務 | 1 件 | 5,426,000 | 0 件 | 0 |
| | pH検査 | 1,610 検体 | 805,000 | 896 検体 | 448,000 |
| | 国際研修料 | 7 件 | 745,875 | 3 件 | 2,211,288 |
| | リサイクルプラザ運営業務 | 1 件 | 28,916,230 | 1 件 | 10,157,057 |
| | その他分析 | 14 件 | 6,229,000 | 15 件 | 7,324,476 |
| | 小計 | | 169,009,697 | | 114,968,443 |
| | ごみ収集業務 | 1 件 | 630,962,476 | 1 件 | 627,667,200 |
| | 道路狭あい地域ごみ収集業務 | 1 件 | 39,600,000 | 1 件 | 39,600,000 |
| | 紙パック・トレイ選別業務 | 1 件 | 6,192,000 | 1 件 | 6,192,000 |
| 小計 | | 676,754,476 | | 673,459,200 | |
| 合計 | | 896,925,303 | | 839,901,830 | |

表2 貸借対照表

(平成24年3月31日現在、単位：円)

| 科 目 | 平成23年度 決算額 (a) | 平成22年度 決算額 (b) | 差 引 (a)-(b) |
|-----------------|-------------------|-------------------|----------------|
| I 資 産 の 部 | | | |
| 流動資産 | 305,618,916 | 357,466,787 | △ 51,847,871 |
| 固定資産 | | | |
| 基本財産 | 10,000,000 | 10,000,000 | 0 |
| 特定資産 | 376,747,825 | 421,448,033 | △ 44,700,208 |
| その他固定資産 | 243,359,556 | 179,355,559 | 64,033,997 |
| 固定資産合計 | 630,107,381 | 610,803,592 | 19,303,789 |
| 資産合計 | 935,726,297 | 968,270,879 | △ 32,544,082 |
| II 負 債 の 部 | | | |
| 流動負債 | 98,701,369 | 117,037,420 | △ 18,336,051 |
| 固定負債 | 58,844,315 | 54,563,723 | 4,280,592 |
| 負債合計 | 157,545,684 | 171,601,143 | △ 14,055,459 |
| III 正 味 財 産 の 部 | | | |
| 正味財産 | 778,180,613 | 796,669,236 | △ 18,488,623 |
| (うち基本財産への充当額) | (10,000,000) | (10,000,000) | (0) |
| (うち特定資産への充当額) | (317,903,510) | (366,884,310) | (△48,980,800) |
| 負債及び正味財産合計 | 935,726,297 | 968,270,379 | △ 32,544,082 |

(注)特定資産とは、
退職給付引当資産(58,844,315円)、減価償却引当資産(119,739,830円)、
東部事業所建物建設積立資産(110,000,000円)、車両購入積立資産
(88,163,680円)である。

表3 正味財産増減計算書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日、単位：円)

| 科 目 | 平成23年度 決算額 (a) | 平成22年度 決算額 (b) | 差 引 (a)-(b) |
|--------------|-------------------|-------------------|----------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| ① 基本財産運用益 | | | |
| 基本財産受取利息 | 4,010 | 10,000 | △5,990 |
| ② 受取会費 | | | |
| 賛助会員会費 | 228,000 | 228,000 | 0 |
| ③ 事業収益 | | | |
| 検査事業・分析事業収益 | 166,442,630 | 220,170,827 | △53,728,197 |
| 廃棄物適正事業収益 | 673,459,200 | 676,754,476 | △3,295,276 |
| ④ 雑収益 | | | |
| 受取利息 | 41,392 | 49,333 | △7,941 |
| 雑収益 | 341,052 | 1,454,051 | △1,112,999 |
| 経常収益計 | 840,516,284 | 898,666,687 | △58,150,403 |
| (2) 経常費用 | | | |
| ① 事業費 | | | |
| 検査事業・分析事業費 | | | |
| 給料 | 57,276,600 | 54,467,028 | 2,809,572 |
| 手当 | 28,705,070 | 29,476,454 | △771,384 |
| 臨時雇賃金 | 0 | 10,965,698 | △10,965,698 |
| 退職給付引当金繰入額 | 3,233,467 | 3,059,414 | 174,053 |
| 退職共済掛金 | 1,560,000 | 1,296,000 | 264,000 |
| 福利厚生費 | 13,172,408 | 14,880,648 | △1,708,240 |
| 旅費交通費 | 1,395,630 | 1,737,432 | △341,802 |
| 減価償却費 | 7,194,577 | 7,151,770 | 42,807 |
| 通信運搬費 | 2,652,155 | 2,922,249 | △270,094 |
| 消耗什器備品費 | 460,184 | 1,439,157 | △978,973 |
| 消耗品費 | 14,845,319 | 15,435,704 | △590,385 |
| 修繕費 | 1,513,470 | 2,848,310 | △1,334,840 |
| 印刷製本費 | 514,900 | 645,940 | △131,040 |
| 燃料費 | 878,592 | 1,532,170 | △653,578 |
| 光熱水費 | 3,195,104 | 5,415,209 | △2,220,105 |
| 使用料及び賃借料 | 24,297,823 | 41,920,519 | △17,622,696 |
| 保険料 | 923,250 | 972,100 | △48,850 |
| 諸謝金 | 0 | 103,810 | △103,810 |
| 租税公課 | 197,150 | 428,901 | △231,751 |
| 負担金 | 645,267 | 1,024,679 | △379,412 |
| 委託費 | 12,925,085 | 12,922,590 | 2,495 |

(平成23年4月1日～平成24年3月31日、単位：円)

| 科 目 | 平成23年度 決 算 額 (a) | 平成22年度 決 算 額 (b) | 差 引 (a)-(b) |
|-------------|---------------------|---------------------|----------------|
| 手数料 | 60,675 | 146,336 | △85,661 |
| 雑費 | 86,220 | 68,990 | 17,230 |
| 検査事業・分析事業費計 | 175,732,946 | 210,861,108 | △35,128,162 |
| 廃棄物適正処理事業費 | | | |
| 給料 | 233,152,082 | 217,722,650 | 15,429,432 |
| 手当 | 163,175,590 | 150,843,103 | 12,332,487 |
| 臨時雇賃金 | 13,122,334 | 38,673,030 | △25,550,696 |
| 退職給付引当金繰入額 | 767,467 | 1,350,363 | △582,896 |
| 退職共済掛金 | 288,000 | 288,000 | 0 |
| 福利厚生費 | 73,803,499 | 72,369,602 | 1,433,897 |
| 旅費交通費 | 1,048,027 | 1,618,654 | △570,627 |
| 減価償却費 | 9,500,824 | 7,957,343 | 1,543,481 |
| 通信運搬費 | 722,041 | 827,554 | △105,513 |
| 消耗什器備品費 | 1,475,682 | 1,420,802 | 54,880 |
| 消耗品費 | 3,549,161 | 3,236,427 | 312,734 |
| 修繕費 | 46,496,356 | 45,894,658 | 601,698 |
| 印刷製本費 | 78,000 | 38,000 | 40,000 |
| 燃料費 | 38,037,595 | 35,712,298 | 2,325,297 |
| 光熱水費 | 8,247,020 | 7,643,682 | 603,338 |
| 使用料及び賃借料 | 900,407 | 594,530 | 305,877 |
| 保険料 | 16,012,720 | 15,374,660 | 638,060 |
| 租税公課 | 3,205,300 | 3,440,400 | △235,100 |
| 負担金 | 40,800 | 40,800 | 0 |
| 委託費 | 5,268,417 | 5,560,620 | △292,203 |
| 手数料 | 638,646 | 887,527 | △248,881 |
| 雑費 | 372,986 | 392,359 | △19,373 |
| 廃棄物適正処理事業費計 | 619,902,954 | 611,887,062 | 8,015,892 |
| 事業費計 | 795,635,900 | 822,748,170 | △58,150,403 |
| ②管理費 | | | |
| 役員報酬 | 6,480,000 | 6,480,000 | 0 |
| 役員手当 | 172,762 | 172,762 | 0 |
| 給料 | 21,841,200 | 20,533,800 | 1,307,400 |
| 手当 | 8,950,140 | 9,314,636 | △364,496 |
| 臨時雇賃金 | 1,888,855 | 3,539,668 | △1,650,813 |
| 退職共済掛金 | 144,000 | 144,000 | 0 |
| 退職給付引当金繰入額 | 279,658 | 489,733 | △210,075 |
| 福利厚生費 | 7,438,978 | 7,818,174 | △379,196 |
| 旅費交通費 | 492,996 | 261,814 | 231,182 |
| 減価償却費 | 804,601 | 890,595 | △85,994 |

(平成23年4月1日～平成24年3月31日、単位：円)

| 科 目 | 平成23年度 決 算 額 (a) | 平成22年度 決 算 額 (b) | 差 引 (a)-(b) |
|----------------|---------------------|---------------------|----------------|
| 通信運搬費 | 253,487 | 297,960 | △44,473 |
| 消耗什器備品費 | 762,600 | 525,896 | 236,704 |
| 消耗品費 | 653,235 | 813,618 | △160,383 |
| 修繕費 | 447,474 | 329,020 | 118,454 |
| 印刷製本費 | 144,400 | 228,100 | △83,700 |
| 燃料費 | 83,882 | 70,142 | 13,740 |
| 光熱水費 | 1,135,348 | 1,099,696 | 35,652 |
| 使用料及び賃借料 | 2,189,522 | 2,276,233 | △86,711 |
| 保険料 | 293,770 | 364,640 | △70,870 |
| 諸謝金 | 1,500,000 | 1,500,000 | 0 |
| 租税公課 | 862,000 | 1,059,300 | △197,300 |
| 負担金 | 393,419 | 190,593 | 202,826 |
| 委託費 | 2,591,374 | 3,575,800 | △984,426 |
| 手数料 | 394,210 | 408,534 | △14,324 |
| 雑費 | 932,195 | 1,015,868 | △83,673 |
| 管理費計 | 61,130,106 | 63,400,582 | △2,270,476 |
| 経常費用計 | 856,766,006 | 886,148,752 | △29,382,746 |
| 当期経常増減額 | △16,249,722 | 12,517,935 | △28,767,657 |
| 2. 経常外増減の部 | | | |
| (1) 経常外収益 | | | |
| ① 経常外収益 | 0 | 0 | 0 |
| ② 預託金増加額 | 0 | 0 | 0 |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 |
| (2) 経常外費用 | | | |
| ① 固定資産除却損 | 1,868,401 | 32,075,377 | △30,206,976 |
| ② 雑損失 | 109,500 | 86,143 | 23,357 |
| 経常外費用計 | 1,977,901 | 32,161,520 | △30,183,619 |
| 当期経常外増減額 | △1,977,901 | △32,161,520 | 30,183,619 |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | △18,227,623 | △19,643,585 | 1,415,962 |
| 法人税、住民税及び事業税等 | 261,000 | 261,000 | 0 |
| 当期一般正味財産増減額 | △18,488,623 | △19,904,585 | 1,415,962 |
| 一般正味財産期首残高 | 796,669,236 | 816,573,821 | △19,904,585 |
| 一般正味財産期末残高 | 778,180,613 | 796,669,236 | △18,488,623 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 0 | 0 | 0 |
| III 正味財産期末残高 | 778,180,613 | 796,669,236 | △18,488,623 |

資料 環境整備協会

(2) 公益財団法人北九州国際技術協力協会

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人北九州国際技術協力協会（以下「協力協会」という。）は、北九州市において国際的な研修のために必要な技能・技術・研究の場の提供と必要な教程の整備・補充・拡大を行うとともに国際技術協力のあり方を調査研究し、人的交流や技術移転を図り、もって開発途上国との相互発展の理念に基づいた国際協力の推進に寄与することを目的として、昭和55年7月14日に設立され、平成24年4月1日に公益財団法人に移行した法人である。

(イ) 現況

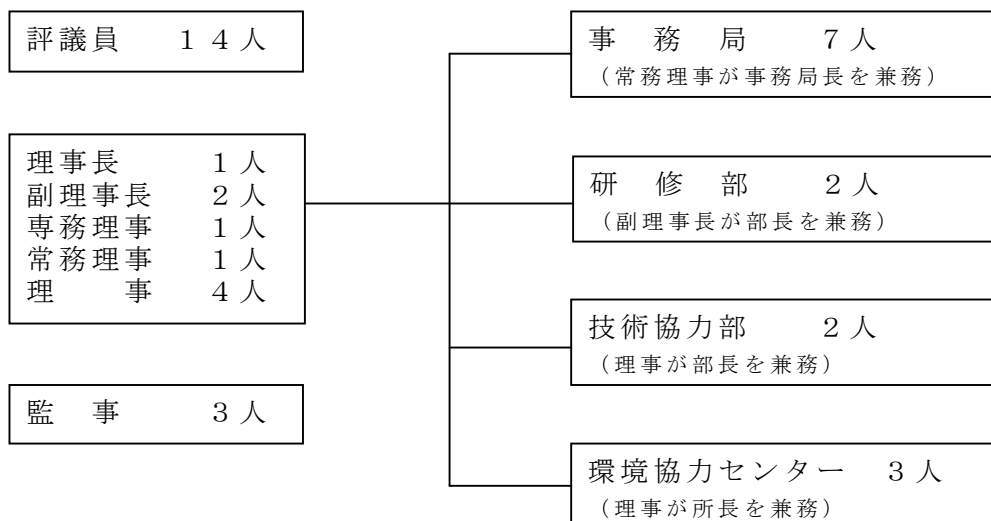
協力協会は、前記の事業目的を達成するため、国際技術協力に必要な部門の設置及び運営並びに誘致、開発途上国の研修員のための教育カリキュラムの開発及びプログラムの設定並びに研修の実施、国際技術協力に関する調査研究及び情報の収集・提供並びに専門家派遣、研修員と市民との親善を深めるための事業の企画及び実施等の事業を実施している。

業務実績、貸借対照表及び正味財産増減計算書は、表1、表2及び表3のとおりである。

(ウ) 組織

協力協会の組織及び職員数は、次のとおりである。

(平成24年6月30日現在)



(注) 各所属の人数は兼務者を含む。

(エ) 市との関係

市は、基本財産 5 億 1, 3 7 6 万円のうち、2 億 1, 0 0 0 万円 (4 0. 9 %) を出捐するほか、調査研究活動事業等に対する運営補助金として、平成 2 3 年度は 3, 2 6 0 万円を支出し、平成 2 4 年度も 3, 2 6 0 万円の交付を決定している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

協力協会の平成 2 3 年度の収支状況は、ほぼ均衡している。

協力協会の主たる事業である研修事業の収入は、平成 2 3 年度は前年度に比べ増加したものの、委託元である独立行政法人国際協力機構 (J I C A) の予算が減少傾向にある中、平成 2 4 年度もコース数や開講日数の減少が見込まれている。

協力協会においては、このような経営環境の中、魅力ある研修コースを創設するため関係機関との連携強化を図っているところである。

今後とも、自主財源の確保に向けた取組の強化や事業の効率化などにより、公益財団法人としての安定的な経営環境の構築を図るとともに、国際研修、技術協力、技術交流などを通じて、開発途上国における様々な環境問題の解決など、国際協力の推進に寄与することを期待する。

表1 業務実績

() は国数 (単位: 日、人、円)

| 事業名 | | | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------------------------|-------------------------|-----------|-----------|-----------|
| J I C A 研 修 | 産業環境対策 | 日数 | 88 | 93 |
| | | 参加人員 | 4 (3) | 9 (5) |
| | | 事業費 | 7,057,819 | 5,506,200 |
| | 産業廃水処理技術(A) | 日数 | 119 | 115 |
| | | 参加人員 | 7 (5) | 6 (3) |
| | | 事業費 | 9,577,451 | 8,953,450 |
| | 産業廃水処理技術(ベトナム国別)(B) | 日数 | - | 59 |
| | | 参加人員 | - | 6 (1) |
| | | 事業費 | - | 3,406,309 |
| | 生活排水対策 | 日数 | 100 | 100 |
| | | 参加人員 | 7 (6) | 5 (4) |
| | | 事業費 | 5,845,105 | 5,465,674 |
| | 市民参加型廃棄物管理研修 | 日数 | 51 | 53 |
| | | 参加人員 | 7 (4) | 11 (6) |
| | | 事業費 | 2,840,112 | 3,041,653 |
| | 南東欧地域クリーナー プロダクション振興 | 日数 | 36 | 51 |
| | | 参加人員 | 8 (3) | 7 (3) |
| | | 事業費 | 3,456,905 | 3,709,166 |
| | 下水道維持管理システムと 排水処理技術 | 日数 | 58 | 58 |
| | | 参加人員 | 5 (3) | 8 (8) |
| 事業費 | | 2,551,872 | 3,001,060 | |
| 廃棄物管理技術(A) | 日数 | 79 | 60 | |
| | 参加人員 | 9 (8) | 3 (3) | |
| | 事業費 | 3,791,129 | 3,326,605 | |
| 廃棄物管理技術(B) | 日数 | 85 | 59 | |
| | 参加人員 | 7 (6) | 7 (7) | |
| | 事業費 | 5,411,451 | 4,728,946 | |
| 廃棄物管理技術(ベトナム 国別)(C) | 日数 | - | 60 | |
| | 参加人員 | - | 8 (1) | |
| | 事業費 | - | 2,359,864 | |
| 大気汚染源管理 | 日数 | 60 | 60 | |
| | 参加人員 | 7 (5) | 11 (7) | |
| | 事業費 | 3,279,752 | 3,983,698 | |
| 中国 企業の環境保護・連 携促進 | 日数 | 16 | 16 | |
| | 参加人員 | 15 (1) | 14 (1) | |
| | 事業費 | 850,256 | 954,603 | |
| ベトナム下水道経営 | 日数 | 16 | 17 | |
| | 参加人員 | 11 (1) | 10 (1) | |
| | 事業費 | 1,375,435 | 1,176,509 | |
| 低炭素化のための環境技術 | 日数 | - | 26 | |
| | 参加人員 | - | 11 (7) | |
| | 事業費 | - | 2,130,934 | |

| 事業名 | | | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------------------------|----------------------|-----------|------------|------------|
| J I C A 研 修 | (南米地域)生産性向上実践技術 | 日数 | 109 | 109 |
| | | 参加人員 | 8 (4) | 8 (5) |
| | | 事業費 | 7,209,773 | 7,530,987 |
| | 生産保全によるCP (A) | 日数 | 103 | 105 |
| | | 参加人員 | 7 (6) | 5 (2) |
| | | 事業費 | 7,408,119 | 7,051,570 |
| | 生産保全によるCP (B) | 日数 | 94 | 100 |
| | | 参加人員 | 5 (2) | 9 (4) |
| | | 事業費 | 7,364,177 | 6,448,924 |
| | メカトロニクス・ロボット実践技術 | 日数 | 95 | 114 |
| | | 参加人員 | 5 (5) | 5 (5) |
| | | 事業費 | 12,592,774 | 10,288,371 |
| | (中南米地域)プロセス工業におけるCP | 日数 | 95 | 92 |
| | | 参加人員 | 7 (5) | 6 (3) |
| | | 事業費 | 7,867,685 | 12,366,932 |
| | (メルコスール地域)省エネルギー技術 | 日数 | 18 | 19 |
| | | 参加人員 | 10 (5) | 13 (4) |
| | | 事業費 | 2,041,784 | 1,916,381 |
| | (中南米地域)生産性向上活動普及(A) | 日数 | 47 | 47 |
| | | 参加人員 | 7 (3) | 6 (3) |
| | | 事業費 | 3,523,985 | 3,341,244 |
| | (中南米地域)生産性向上活動普及(B) | 日数 | 58 | 51 |
| | | 参加人員 | 5 (3) | 8 (5) |
| | | 事業費 | 3,560,602 | 3,450,448 |
| | 生産性向上のための実践的経営管理 (B) | 日数 | - | 37 |
| | | 参加人員 | - | 7 (4) |
| | | 事業費 | - | 3,122,881 |
| インド 省エネルギー技術 (1) | 日数 | 31 | 33 | |
| | 参加人員 | 14 (1) | 15 (1) | |
| | 事業費 | 5,916,171 | 5,854,042 | |
| インド 省エネルギー技術 (2) | 日数 | 32 | 33 | |
| | 参加人員 | 16 (1) | 15 (1) | |
| | 事業費 | 5,967,814 | 5,811,576 | |
| インド中小企業の省エネルギー技術 | 日数 | 12 | 19 | |
| | 参加人員 | 14 (1) | 15 (1) | |
| | 事業費 | 2,652,069 | 3,572,080 | |
| 省エネルギー技術と設備診断 | 日数 | - | 94 | |
| | 参加人員 | - | 11 (7) | |
| | 事業費 | - | 12,215,603 | |
| 省エネルギー政策立案(B) | 日数 | - | 28 | |
| | 参加人員 | - | 7 (6) | |
| | 事業費 | - | 3,679,285 | |
| 太陽光エネルギー発電技術 (B) | 日数 | - | 61 | |
| | 参加人員 | - | 14 (11) | |
| | 事業費 | - | 7,239,773 | |

| 事業名 | | | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------------------------|----------------------------|-----------|------------|-----------|
| J I C A 研 修 | ベトナム生産性向上のための実践的経営管理 | 日数 | 12 | 14 |
| | | 参加人員 | 10 (1) | 12 (1) |
| | | 事業費 | 1,070,067 | 1,404,192 |
| | 非破壊検査を中心としたライフライン施設の保全管理技術 | 日数 | 114 | 114 |
| | | 参加人員 | 7 (4) | 7 (6) |
| | | 事業費 | 10,239,226 | 9,638,240 |
| | 循環型社会の構築 | 日数 | 38 | 38 |
| | | 参加人員 | 4 (3) | 7 (3) |
| | | 事業費 | 1,864,220 | 1,940,442 |
| | 廃棄物・3Rs 管理 (アセアン・インド) 【県】 | 日数 | 26 | 14 |
| | | 参加人員 | 6 (2) | 4 (2) |
| | | 事業費 | 2,767,891 | 1,783,259 |
| | 水環境管理 (アセアン・インド) 【県】 | 日数 | 25 | 14 |
| | | 参加人員 | 7 (1) | 4 (2) |
| | | 事業費 | 3,443,187 | 1,711,205 |
| | (中南米地域)産業と連携した職業訓練 (A) | 日数 | 23 | 24 |
| | | 参加人員 | 14 (9) | 10 (6) |
| | | 事業費 | 1,256,085 | 1,288,478 |
| | (中南米地域)産業と連携した職業訓練 (B) | 日数 | - | 24 |
| | | 参加人員 | - | 9 (4) |
| | | 事業費 | - | 991,829 |
| | 勤労者のための産業保健と予防医療 | 日数 | 110 | 115 |
| | | 参加人員 | 4 (1) | 7 (3) |
| | | 事業費 | 7,480,138 | 8,264,183 |
| | 食品保健行政 | 日数 | 48 | 48 |
| | | 参加人員 | 9 (6) | 11 (7) |
| | | 事業費 | 2,659,129 | 2,754,394 |
| (中南米地域)地場産業活性化研修 | 日数 | 24 | 25 | |
| | 参加人員 | 13 (7) | 16 (8) | |
| | 事業費 | 1,286,127 | 1,400,701 | |
| 労働災害防止活動強化 | 日数 | 38 | 40 | |
| | 参加人員 | 6 (4) | 6 (4) | |
| | 事業費 | 6,601,753 | 4,360,262 | |
| 日系研修地域活性化研修 | 日数 | 18 | 18 | |
| | 参加人員 | 6 (1) | 5 (1) | |
| | 事業費 | 844,915 | 850,133 | |
| 日韓大気保全管理 | 日数 | 12 | - | |
| | 参加人員 | 14 (8) | - | |
| | 事業費 | 1,107,102 | - | |
| 日韓共同研修 東アジア環境・省エネ政策と技術 | 日数 | 11 | - | |
| | 参加人員 | 12 (7) | - | |
| | 事業費 | 1,030,225 | - | |
| (中南米地域)プロセス工業における CP(B) | 日数 | 88 | - | |
| | 参加人員 | 6 (4) | - | |
| | 事業費 | 7,319,382 | - | |

| 事業名 | | | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------------------------|-----------------|-----------|-----------|--------|
| J I C A 研 修 | アルゼンチン鉄鋼業におけるCP | 日数 | 32 | - |
| | | 参加人員 | 3(1) | - |
| | | 事業費 | 2,561,502 | - |
| | フィジー国3R促進 | 日数 | 10 | - |
| | | 参加人員 | 10(1) | - |
| | | 事業費 | 664,694 | - |
| | 青年研修インド都市環境管理 | 日数 | 13 | - |
| | | 参加人員 | 20(1) | - |
| | | 事業費 | 1,147,498 | - |
| | エジプト品質 | 事業費 | 3,314,260 | - |
| アジア省エネ(A),(B) | 事業費 | 1,905,479 | - | |
| カリキュラム検討 | 事業費 | 333,655 | 304,830 | |

| 事業名 | | | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------|---------------------------|-----|-----------|-----------|
| 技術協力事業 | 韓国中小企業環境経営セミナー | 事業費 | 2,371,260 | 2,361,314 |
| | 自治体職員協力交流事業 | 事業費 | 6,539,651 | 6,656,364 |
| | ベトナム・ハイフォン市技術交流調査(市) | 事業費 | 334,690 | 197,536 |
| | ハイフォン市技術交流事業(JETRO) | 事業費 | 190,660 | 476,708 |
| | 台湾の鉄鋼分野に関するハイテク技術移転の可能性調査 | 事業費 | - | 336,125 |
| | ハイフォン市製造業の管理能力向上プログラム | 事業費 | - | 6,583,776 |
| | 仁川広域市消防職員火災調査研修 | 事業費 | - | 417,302 |
| | ロシアバシコルトスタン共和国及びモスクワ専門家業務 | 事業費 | - | 1,509,875 |
| | 日本タイ国鉄鋼協力プログラム研修 | 事業費 | - | 1,321,084 |
| | インドネシア自動車関連部品産業強化セミナー | 事業費 | - | 93,055 |
| | ロシア技術移転調査 | 事業費 | 1,061,633 | - |
| | マレーシア自動車部品事業 | 事業費 | 4,057,081 | - |
| | アジア環境ビジネス調査 | 事業費 | 805,315 | - |
| | インドネシア鉄鋼業調査 | 事業費 | 1,055,647 | - |
| | 日韓人材交流事業 | 事業費 | 24,525 | - |
| | 台湾ビジネス展開事業 | 事業費 | 345,376 | - |

| 事業名 | | | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------|----------------------------|-----|------------|-----------|
| 環境協力 | 新バイオディーゼル合成法の開発 | 事業費 | - | 515,883 |
| | マレーシア廃棄物管理効率化推進事業 | 事業費 | 2,022,031 | 2,648,458 |
| | インドネシアスラバヤ市水質管理能力向上事業 | 事業費 | - | 2,620,318 |
| | フィリピン・メトロセブにおける植林による環境人材育成 | 事業費 | 2,758,894 | 3,504,661 |
| | 中国昆明市水環境改善研修 | 事業費 | 10,514,272 | 4,792,422 |
| | エコタウンマネージャー研修 | 事業費 | - | 582,517 |
| | アジア環境交流PR事業 | 事業費 | - | 738,630 |
| | ベトナム国におけるCPを用いた環境改善支援 | 事業費 | 3,970,735 | - |
| | スリランカにおける水生生物指標を活用した環境教育 | 事業費 | 1,057,799 | - |
| | チェンマイ環境保護党政策立案能力事業 | 事業費 | 796,785 | - |
| | 自治体職員協力交流事業 | 事業費 | 2,127,077 | - |
| | インドネシア市民参加型廃棄物管理 | 事業費 | 518,340 | - |
| | 東アジア経済交流人材育成 | 事業費 | 372,603 | - |

| 事業名 | | | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------|---------------------------|-----|------------|------------|
| その他研修 | アジア低炭素化センター支援業務 | 事業費 | 10,449,220 | 11,622,455 |
| | 環境情報データベース構築 | 事業費 | - | 251,055 |
| | 大連節水型衛生機器普及による省CO2化に関する調査 | 事業費 | - | 645,263 |
| | アジアビジネスアドバイザー派遣 | 事業費 | 510,648 | - |

| 事業名 | | | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------|---------------|---------------|--------|--------|
| 広報・親善交流事業 | K I T Aニュース発行 | 日本語 (発行部数) | 2,000 | 1,500 |
| | | 英語版 (発行部数) | 1,600 | 1,600 |
| | ホームヴィジット | 参加人員 | 114 | 115 |
| | バスハイク | 参加人員 | 85 | 63 |
| | 歓迎パーティー | 参加人員 | 128 | 59 |

表2 貸借対照表

(平成24年3月31日現在、単位：円)

| 科 目 | 平成23年度 決算額 (a) | 平成22年度 決算額 (b) | 差 引 (a)-(b) |
|---------------|------------------------------|------------------------------|-------------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1. 流動資産 | | | |
| 現金・預金 | 67,030,500 | 58,499,345 | 8,531,155 |
| 未収金 | 45,631,510 | 31,207,841 | 14,423,669 |
| 前払金 | 421,979 | 5,250 | 416,729 |
| 立替金 | 69,665 | 0 | 69,665 |
| 仮払金 | 0 | 60,595 | △60,595 |
| 流動資産合計 | 113,153,654 | 89,773,031 | 23,380,623 |
| 2. 固定資産 | | | |
| (1)基本財産 | | | |
| 預金 | 22,060,619 | 21,787,000 | 273,619 |
| 投資有価証券 | 491,699,381 | 491,973,000 | △273,619 |
| 基本財産合計 | 513,760,000 | 513,760,000 | 0 |
| (2)特定資産 | | | |
| 退職給付引当資産 | 2,456,973 | 10,316,359 | △7,859,386 |
| 特定資産合計 | 2,456,973 | 10,316,359 | △7,859,386 |
| (3)その他固定資産 | | | |
| 建物附属設備 | 110,439 | 563,041 | △452,602 |
| 什器備品 | 3,083,482 | 3,307,074 | △223,592 |
| 電話加入権 | 371,808 | 371,808 | 0 |
| その他固定資産合計 | 3,565,729 | 4,241,923 | △676,194 |
| 固定資産合計 | 519,782,702 | 528,318,282 | △8,535,580 |
| 資産合計 | 632,936,356 | 618,091,313 | 14,845,043 |
| II 負債の部 | | | |
| 1. 流動負債 | | | |
| 未払金 | 29,793,867 | 21,280,685 | 8,513,182 |
| 前受金 | 3,500,000 | 0 | 3,500,000 |
| 預り金 | 3,513,511 | 2,965,656 | 547,855 |
| 賞与引当金 | 2,618,000 | 2,734,000 | △116,000 |
| 未払法人税等 | 21,000 | 0 | 21,000 |
| 未払消費税等 | 845,600 | 690,000 | 155,600 |
| 流動負債合計 | 40,291,978 | 27,670,341 | 12,621,637 |
| 2. 固定負債 | | | |
| 退職給付引当金 | 2,456,973 | 10,316,359 | △7,859,386 |
| 固定負債合計 | 2,456,973 | 10,316,359 | △7,859,386 |
| 負債合計 | 42,748,951 | 37,986,700 | 4,762,251 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | |
| 指定正味財産合計 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 一般正味財産 | | | |
| (うち基本財産への充当額) | 590,187,405 (513,760,000) | 580,104,613 (513,760,000) | 10,082,792 (0) |
| 正味財産合計 | 590,187,405 | 580,104,613 | 10,082,792 |
| 負債及び正味財産合計 | 632,936,356 | 618,091,313 | 14,845,043 |

表3 正味財産増減計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで、単位：円)

| 科目 | 平成23年度 決算額 (a) | 平成22年度 決算額 (b) | 差引 (a) - (b) |
|--------------|-------------------|-------------------|-----------------|
| I 一般正味財産増減の部 | | | |
| 1 経常増減の部 | | | |
| (1) 経常収益 | | | |
| 基本財産運用益 | | | |
| 基本財産受取利息 | 6,474,693 | 11,096,957 | △ 4,622,264 |
| 特定資産運用益 | | | |
| 特定資産受取利息 | 0 | 0 | 0 |
| 事業収益 | | | |
| 研修事業収益 | 237,157,336 | 216,818,671 | 20,338,665 |
| 技術協力事業収益 | 25,925,129 | 30,699,808 | △ 4,774,679 |
| 環境事業等収益 | 28,348,296 | 38,433,805 | △ 10,085,509 |
| 事業収益 計 | 291,430,761 | 285,952,284 | 5,478,477 |
| 受取補助金等 | | | |
| 北九州市補助金 | 32,600,000 | 33,601,000 | △ 1,001,000 |
| 環境再生保全機構等助成金 | 2,908,000 | 3,293,000 | △ 385,000 |
| その他助成金 | 350,000 | 400,000 | △ 50,000 |
| 受取補助金等 計 | 35,858,000 | 37,294,000 | △ 1,436,000 |
| 受取寄付金 | | | |
| 受取寄付金 | 0 | 86,200 | △ 86,200 |
| 受取寄付金 計 | 0 | 86,200 | △ 86,200 |
| 雑収益 | | | |
| 受取利息 | 5,385 | 6,562 | △ 1,177 |
| 雑収益 | 58,095 | 1,047,160 | △ 989,065 |
| 雑収益 計 | 63,480 | 1,053,722 | △ 990,242 |
| 経常収益計 | 333,826,934 | 335,483,163 | △ 1,656,229 |
| (2) 経常費用 | | | |
| 事業費 | | | |
| 役員報酬 | 19,819,000 | 13,068,000 | 6,751,000 |
| 職員人件費 | 10,007,211 | 10,440,563 | △ 433,352 |
| 賞与引当金繰入 | 2,043,200 | 2,132,500 | △ 89,300 |
| 退職給付引当金繰入 | 585,472 | 566,936 | 18,536 |
| 嘱託等人件費 | 56,572,833 | 61,432,160 | △ 4,859,327 |
| 諸謝金 | 127,713,074 | 115,900,362 | 11,812,712 |
| 広報費 | 435,005 | 0 | 435,005 |
| 材料費 | 10,829,011 | 8,934,367 | 1,894,644 |
| 旅費交通費 | 33,811,956 | 38,531,692 | △ 4,719,736 |
| 通信費 | 1,345,515 | 905,600 | 439,915 |
| 賃借料 | 4,999,149 | 4,984,522 | 14,627 |
| 翻訳通訳料 | 16,456,474 | 17,423,394 | △ 966,920 |
| 印刷製本費 | 4,388,415 | 4,725,752 | △ 337,337 |
| 光熱費 | 955,650 | 2,240 | 953,410 |
| 修繕料 | 824,250 | 472,500 | 351,750 |
| 減価償却費 | 788,039 | 988,870 | △ 200,831 |
| 租税公課 | 1,627,000 | 1,514,800 | 112,200 |
| 事務用品費 | 10,172 | 49,796 | △ 39,624 |
| 雑費 | 6,251,466 | 6,081,090 | 170,376 |
| 国際親善事業費 | 1,313,406 | 2,054,507 | △ 741,101 |
| 研究会費 | 0 | 2,333,878 | △ 2,333,878 |

| | | | |
|---------------|-------------|-------------|--------------|
| 事業費計 | 300,776,298 | 292,543,529 | 8,232,769 |
| 管理費 | | | |
| 役員報酬 | 1,260,000 | 6,600,000 | △ 5,340,000 |
| 職員人件費 | 7,852,812 | 9,514,875 | △ 1,662,063 |
| 賞与引当金繰入 | 574,800 | 601,500 | △ 26,700 |
| 退職給付引当金繰入 | 76,069 | 1,001,323 | △ 925,254 |
| 嘱託等人件費 | 3,106,782 | 3,621,711 | △ 514,929 |
| 諸謝金 | 1,557,003 | 515,833 | 1,041,170 |
| 広報費 | 883,193 | 3,362,473 | △ 2,479,280 |
| 旅費交通費 | 693,930 | 1,449,410 | △ 755,480 |
| 通信費 | 430,827 | 995,554 | △ 564,727 |
| 賃借料 | 1,341,181 | 3,350,417 | △ 2,009,236 |
| 翻訳通訳料 | 119,720 | 126,822 | △ 7,102 |
| 印刷製本費 | 477,981 | 2,076,120 | △ 1,598,139 |
| 光熱費 | 526,711 | 1,402,663 | △ 875,952 |
| 修繕料 | 237,300 | 477,435 | △ 240,135 |
| 減価償却費 | 806,427 | 761,821 | 44,606 |
| 租税公課 | 56,850 | 72,500 | △ 15,650 |
| 事務用品費 | 36,808 | 204,421 | △ 167,613 |
| 雑費 | 2,903,882 | 2,569,908 | 333,974 |
| 管理費計 | 22,942,276 | 38,704,786 | △ 15,762,510 |
| 経常費用計 | 323,718,574 | 331,248,315 | △ 7,529,741 |
| 当期経常増減額 | 10,108,360 | 4,234,848 | 5,873,512 |
| 2 経常外増減の部 | | | |
| (1) 経常外収益 | | | |
| 30周年準備引当金取崩 | 0 | 2,500,000 | △ 2,500,000 |
| 経常外収益計 | 0 | 2,500,000 | △ 2,500,000 |
| (2) 経常外費用 | | | |
| 什器備品除却損失 | 25,568 | 75,904 | △ 50,336 |
| 経常外費用計 | 25,568 | 75,904 | △ 50,336 |
| 当期経常外増減額 | △ 25,568 | 2,424,096 | △ 2,449,664 |
| 当期一般正味財産増減額 | 10,082,792 | 6,658,944 | 3,423,848 |
| 一般正味財産期首残高 | 580,104,613 | 573,445,669 | 6,658,944 |
| 一般正味財産期末残高 | 590,187,405 | 580,104,613 | 10,082,792 |
| II 指定正味財産増減の部 | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期首残高 | 0 | 0 | 0 |
| 指定正味財産期末残高 | 0 | 0 | 0 |
| III 正味財産期末残高 | 590,187,405 | 580,104,613 | 10,082,792 |

資料 協力協会

| | | |
|----------|----|----|
| 北九州市監査委員 | 山口 | 彰 |
| 同 | 大津 | 雅司 |
| 同 | 新上 | 健一 |
| 同 | 森 | 浩明 |

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、財政局の平成23年度及び平成24年度（平成24年4月から同年6月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成24年7月27日から平成24年11月15日まで

4 監査の結果

(1) 財政局

監査の結果、事務は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 市税賦課事務

(ア) 固定資産税及び都市計画税の返還金について

(東部市税事務所固定資産税課、西部市税事務所固定資産税課)

納税者の経済的不利益を補てんし、税務行政に対する信頼を確保する観点から、市では固定資産税及び都市計画税に係る過誤納金のうち、地方税の規定により還付ができない過誤納金相当額（以下「還付不能金」という。）及びこれに係る利息相当額（以下、これらを「返還金」という。）について、申し出があった日から10年間遡った日の属する年度以降分を返還しているところである。

平成23年度分の返還金についてみたところ、一定金額以下の還付不能金のため利息相当額を加算する必要がなかったものや、還付不能金額の計算に際して相当税額の計算誤りにより返還金額が不足しているものなど、不適正な事例が見受けられた。

固定資産税・都市計画税に係る過誤納金返還事務取扱要領によれば、一区分年度で2千円未満の還付不能金には利息相当額の計算をしないこと、また、還付不能金額を求める際の相当税額は課税標準額に税率を乗じることとされている。

適正な事務の執行をされたい。

イ 契約事務

(ア) 委託契約事務について

(財産活用推進課)

委託契約事務において、①委託業務終了後に契約に係る事務処理を行っていたもの、②支出の算定基礎となる対象面積が誤っているため支出金額が誤っていたもの、③委託契約で定められた算定方法を用いていないため、支出金額が誤っていたもの等、一部に不適正な事務処理が認められた。

事後契約や支出金額の誤りは、それ自体がずさんな事務処理であるばかりでなく、紛争や更なる法令違反につながる恐れもある。

適正な事務処理をされたい。

ウ 財産管理事務

(ア) 普通財産貸付について

(財産活用推進課)

普通財産貸付料について、①一時貸付に伴う貸付料の算定において、算定上生じた1円未満の端数処理方法を誤ったため、適正な貸付料となっていないもの、②納付期日について年をもって貸付料を定めたもので1期分の納付期日が1ヶ月遅れていたもの、また、一時貸付料の納付期日を契約締結後、2週間程度経過した日に定めていたものがあった。

市公有財産管理規則及び財産活用推進課が作成した公有財産管理の手引によれば、普通財産の一時貸付料を算定するに当たっては、計算毎に1円未満の端数を切り捨てたうえで貸付料を算定することとされている。また、納付期日について、年をもって定めたものについては、1年を4期に分け、1期分は5月15日、2期分は8月15日、3期分は11月15日、4期分は翌年2月15日までと納付期日が定められ、日をもって定めたものについては、契約締結の時とされている。

財産活用推進課は、公有財産の管理を指導し、総括する部署であることから、より適正な事務処理をされたい。

| | | | |
|----------|---|---|---|
| 北九州市監査委員 | 山 | 口 | 彰 |
| 同 | 大 | 津 | 雅 |
| 同 | 新 | 上 | 健 |
| 同 | 森 | | 浩 |
| | | | 明 |

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体のうち、北九州市土地開発公社（以下「公社」という。）を抽出し、平成23年度及び平成24年度（平成24年4月から同年6月末日まで）の当該団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の期間

平成24年7月27日から平成24年11月15日まで

4 事業の概要及び監査の結果

(1) 事業の概要

ア 目的

公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和48年4月2日に設立された特別法人である。

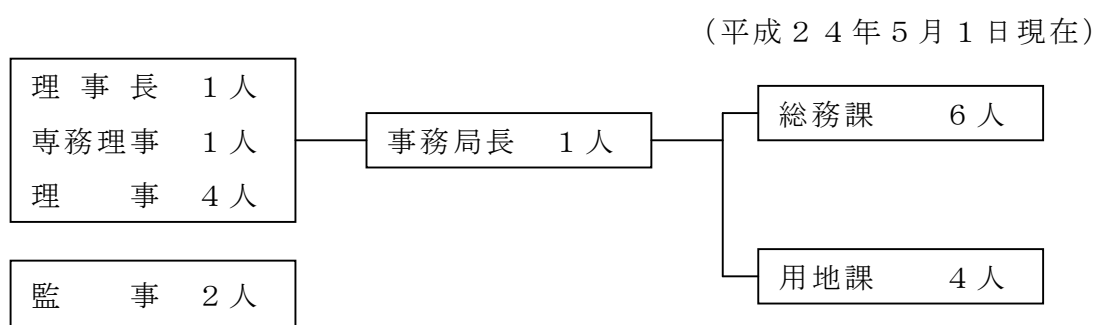
イ 現況

公社は、前記の事業目的を達成するため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、市、国、その他公共的団体の委託による公有地取得事業、用地取得のあっせん事業及び工業団地等の分譲事業を実施している。

業務実績、損益計算書の年度比較及び貸借対照表は、表1、2及び表3のとおりである。

ウ 組織

公社の組織は、次のとおりである。



エ 市との関係

市は、公社の基本財産3,000万円を全額出資するほか、公社の用地取得資金の貸付や、金融機関からの借入金に対する債務保証を行っている。

平成24年6月末現在の市貸付金残高は5億8,900万円、平成24年度の金融機関借入金に対する市の債務保証限度額は50億円となっている。

(2) 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていたが、

一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア 契約事務について

契約事務において、①予定価格を積算していないもの、②予定価格を積算せずに参考見積の金額を予定金額としているもの、③見積書を徴していないものがあった。

市土地開発公社経理規程において例によることとされている市契約規則及び市委託業務要綱では、予定価格をあらかじめ定めなければならない、その予定価格の設定に当たっては、経済的な数量、時間、経費等の把握に努め、客観的かつ適正に積算を行わなければならないとされている。また、随意契約の方法により契約するときは、見積書を徴するものとされている。

適正な事務処理をされたい。

公社の経営状況は、事業収益が年々減少している中で、地価の下落に伴う公社土地造成事業の評価替や売却損により当期損失を生じているものの、ほぼ収支均衡を維持している。

公社では、市が平成20年5月に策定した「外郭団体経営改革プラン」を受け、先行取得土地の簿価総額の縮減、造成地の分譲、市貸付金の繰上償還等の取り組みを着実に進めているほか、5年以上長期保有となっている先行取得土地の縮減や市派遣職員の削減を進めるなど、経営改革を図っている。

今後も、市と密接な連携を図りながら造成地を含めた長期保有土地の早期処分に努め、公社保有用地の早期の縮減を図るなど、経営の健全性確保に向け積極的な取り組みを進めることが望まれる。

表1 業務実績

(単位：件、㎡、千円)

| 事業名 | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年 (4月～6月) | |
|------------------------|--------------------------|-----------|-----------|------------------|---------------------|
| 公 有 用 地 先 行 取 得 事 業 | 件 数 | 74 | 60 | 10 | |
| | 面 積 | 4,181.44 | 4,645.02 | 507.21 | |
| | 事業費 | 1,151,961 | 1,128,245 | 77,623 | |
| 受託事業 | 用 地 取 得 あ っ せ ん 業 務 | 件 数 | 84 | 17 | 15 |
| | | 面 積 | 2,566.65 | 651.08 | 95.56 |
| | | 事業費 | 763,399 | 382,857 | 66,182 |
| | 用 地 調 査 ・ 測 量 等 業 務 | 件 数 | | | |
| | | 面 積 | | | |
| | | 事業費 | | | |
| 公 有 用 地 処 分 事 業 | | 件 数 | 17 | 15 | |
| | | 面 積 | 11,982.13 | 21,501.66 | |
| | | 事業費 | 2,223,755 | 2,481,667 | |
| 土 地 造 成 分 譲 事 業 | 土 地 の 取 得 | 件 数 | | | |
| | | 面 積 | | | |
| | | 事業費 | | | |
| | 土 地 の 造 成 | 件 数 | | | |
| | | 面 積 | | | |
| | | 事業費 | | | |
| | 土 地 の 分 譲 | 件 数 | 4 | 1 | |
| | | 面 積 | 10,993.38 | 738.71 | |
| | | 事業費 | 415,351 | 25,412 | |
| | 土 地 の 賃 貸 (定 期 借 地) | 件 数 | 5 | 5 | 5 |
| | | 面 積 | 11,709.51 | 11,709.51 | 11,707.51 |
| | | 事業費 | 13,017 | 12,855 | 3,006 (年間12,023) |

表2 損益計算書年度比較

(単位：円)

| 科 目 | 平成23年度 (A) | 平成22年度 (B) | 差 引 (A-B) |
|----------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 1 事業収益 | 2,527,968,925 | 2,668,150,462 | △140,181,537 |
| (1) 公有地取得事業収益 | 2,481,667,320 | 2,223,755,077 | 257,912,243 |
| (2) 土地造成事業収益 | 38,267,005 | 428,368,185 | △390,101,180 |
| (3) 北九州市受託事業収益 | 8,034,600 | 16,027,200 | △7,992,600 |
| 2 事業原価 | 2,497,446,863 | 2,876,821,175 | △379,374,312 |
| (1) 公有地取得事業原価 | 2,454,081,609 | 2,200,073,370 | 254,008,239 |
| (2) 土地造成事業原価 | 43,365,254 | 676,747,805 | △633,382,551 |
| 事業総利益 | 30,522,062 | △208,670,713 | 239,192,775 |
| 3 販売費及び一般管理費 | 78,582,251 | 86,751,959 | △8,169,708 |
| (1) 販売費及び一般管理費 | 78,582,251 | 86,751,959 | △8,169,708 |
| 事業利益 | △48,060,189 | △295,422,672 | 247,362,483 |
| 4 事業外収益 | 37,203,352 | 39,919,894 | △2,716,542 |
| (1) 受取利息 | 17,109,965 | 15,073,528 | 2,036,437 |
| (2) 雑収益 | 20,093,387 | 24,846,366 | △4,752,979 |
| 5 事業外費用 | 5,196,354 | 5,337,864 | △141,510 |
| (1) 雑損失 | 5,196,354 | 5,337,864 | △141,510 |
| 経常利益 | △16,053,191 | △260,840,642 | 244,787,451 |
| 6 特別損失 | 444,872,120 | 11,967,178 | 432,904,942 |
| (1) 固定資産除却損 | 0 | 62,350 | △62,350 |
| (2) その他の特別損失 | 0 | 11,904,828 | △11,904,828 |
| (3) 土地評価損 | 444,872,120 | 0 | 444,872,120 |
| 当期利益 | △460,925,311 | △272,807,820 | △188,117,491 |

表3 貸借対照表

(平成24年3月31日現在、単位：円)

| 資 産 の 部 | | 負債及び資本の部 | |
|---------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 1 流動資産 | 14,701,257,490 | 1 流動負債 | 2,733,863,488 |
| 現金及び預金 | 515,151,080 | 未払金 | 80,589,182 |
| 未収金 | 1,410,630,656 | 短期借入金 | 170,296,838 |
| 公有用地 | 11,978,432,168 | 1年以内返済長期借入金 | 2,451,385,907 |
| 完成土地等 | 797,043,586 | 未払費用 | 30,810,943 |
| | | 短期預り金 | 780,618 |
| 2 固定資産 | 1,896,993,649 | 2 固定負債 | 8,379,223,632 |
| 有形固定資産 | 2,930,586 | 長期借入金 | 8,339,680,981 |
| 投資その他の資産 | 1,894,063,063 | 引当金 | 24,055,824 |
| | | 長期預り金 | 15,486,827 |
| | | 負債の部合計 | 11,113,087,120 |
| | | (資本の部) | |
| | | 1 資本金 | 30,000,000 |
| | | 基本財産 | 30,000,000 |
| | | 2 準備金 | 5,455,164,019 |
| | | 前期繰越準備金 | 5,916,089,330 |
| | | 当期純損失 | 460,925,311 |
| | | 資本の部合計 | 5,485,164,019 |
| 資産の部合計 | 16,598,251,139 | 負債及び資本の部合計 | 16,598,251,139 |

【注記事項】

- たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 公有用地 個別法による原価法
 - 造成地 個別法による原価法
 ただし、時価が取得価格より50%以上下落したものについては、当該時価をもって貸借対照表価額としている。
- 造成地のうち第2産業支援団地については、時価が取得原価の50%以上下落したので、評価替を行った。
 - 評価替を行った年月日 平成24年3月31日
 - 評価替前の価格 881,370,412円
 - 評価損 444,872,120円は特別損失として処理
- 減価償却の方法 定額法
- 退職給付引当金 公社固有職員の退職給付に備えるため、当期末の定年退職率による所要額を計上している。
- 消費税等の会計処理 税込方式としている。

資料 公社

| | | |
|----------|----|----|
| 北九州市監査委員 | 山口 | 彰 |
| 同 | 大津 | 雅司 |
| 同 | 新上 | 健一 |
| 同 | 森 | 浩明 |

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査

2 措置を講じた局

市民文化スポーツ局、教育委員会

3 監査の期間

平成24年1月18日から平成24年5月18日まで

4 監査公表の時期

平成24年8月27日（平成24年監査公表第24号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 市民文化スポーツ局

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>ア 支出事務</p> <p>(ア) <u>旅行命令について</u> (自然史・歴史博物館)</p> <p>E T Cカードを利用し公用車で市外出張しているもので、所属長は口頭により旅行命令を発したが、旅行命令書を作成せず旅費(日当)が支給されていないものがあった。</p> <p>市旅費条例及び市旅費条例施行規則では、職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給しなければならない。また、旅行は旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならないとされており、旅行命令書には当該旅行に関する事項を記載し、又は記録し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、できるだけ速やかに提示しなければならないとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> | <p>1 指摘事項に対する是正処理</p> <p>今回指摘された点については、業務記録及びE T Cカード利用実績を確認し、未支給の旅費を支給した。</p> <p>2 再発防止のための対策</p> <p>公用車を利用した市外出張について、平成24年度から旅行命令書(出張計画書)を作成し、所属長決裁を受けた上で、出張を行うこととした。</p> <p>3 職員への周知</p> <p>平成24年6月7日に館内研修会を開催し、適正な事務処理を行うよう職員への周知を図った。</p> <p>また、これまでの指摘事項等を踏まえ、再発防止に向けた研修会を4半期ごとに開催することとした。</p> <p>さらに、今回の指摘を受け、市民文化スポーツ局全体を対象とした経理研修を、平成24年8月8日、9日の両日実施した。</p> <p>研修では、指摘を受けた旅行命令を含む支出事務や最近の他局室における監査指摘事項等、具体的な事例や、間違いを起こさない対策等について説明し、再発防止に努めた。</p> |

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>イ 財産管理</p> <p>(ア) <u>薬品管理について</u></p> <p>(自然史・歴史博物館)</p> <p>薬品管理において、アルコール（18 L 缶）の受払管理簿と現物数量が一致しておらず、またその他の薬品についても現況を各担当しか把握しておらず、組織的な把握が認められなかった。</p> <p>市会計規則及び物品管理要領では、所管に属する物品を適正かつ効率的に管理し、常にその使用状況を把握しておかなければならず、台帳等関係帳簿を正確に整備し、常に関係帳簿と照合・点検しておくこととされている。</p> <p>薬品については、安全管理を含め受払管理簿を備え、常にその数量を把握できる体制を整備するなど適正な管理をされたい。</p> | <p>1 指摘事項に対する是正処理</p> <p>今回指摘された点については、組織として、すべての薬品について現物数量の確認をし、受払管理簿との照合を行った。</p> <p>2 再発防止のための対策</p> <p>薬品管理の組織的な把握の徹底を図るため、薬品管理マニュアルを作成し、管理者（自然史課長）、確認担当者（自然史担当係長）を定め、管理体制の確立を図った。</p> <p>3 職員への周知</p> <p>今回の指摘事項及び新たに制定した薬品管理マニュアルに関する課内研修を、平成24年6月20日に実施し、適正な管理を行うよう、職員全員に周知徹底を図った。</p> <p>さらに、今回の指摘を受け、市民文化スポーツ局全体を対象とした経理研修を、平成24年8月8日、9日の両日実施した。</p> <p>研修では、指摘を受けた薬品（物品）管理や最近の他局室における監査指摘事項等、具体的な事例や、間違いを起こさない対策等について説明し、再発防止に努めた。</p> |

(2) 教育委員会

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>ア 契約事務</p> <p>(ア) <u>委託契約事務について</u></p> <p>(施設課、中央図書館庶務課)</p> <p>委託契約において、①前回指摘したにもかかわらず、予定価格の積算をしていないもの、②契約数量や作業内容の確認に不備があるなど履行確認が不十分であるもの等、不適正な事務処理が認められた。</p> <p>市委託業務要綱では、予定価格をあらかじめ定めなければならず、その予定価格の設定に当たっては、経済的な数量、時間、経費等の把握に努め、客観的かつ適正に積算を行わなければならないとされている。</p> <p>また、業務を実施する場合は、実施計画書を徴する等により履行又は進捗を管理しなければならず、実施過程においては、業務の進行状況について委託先に報告を求め、又は実態調査を行い、業務完了後は速やかに完了報告書等を徴し、履行確認を行うこととされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> | <p>①【施設課】</p> <p>委託契約事務について、予定価格の設定に当たっては、経済的な数量、時間、経費等の把握に努め、客観的かつ適正に積算を行い、積算書を添付することとした。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように、事務分掌決定において新たに契約事務の担当となった職員に対し、引継ぎ時に市委託業務要綱等の取扱いについて説明するとともに、委託契約の予定価格積算について平成24年6月11日に課内研修を実施した。</p> <p>②【中央図書館庶務課】</p> <p>契約数量や作業内容の確認に不備があるなど履行確認が不十分であると指摘された点については、平成24年4月から、委託契約の仕様書に明記された業務の全項目が確認できるよう報告書の様式を変更し、指摘事例についても変更後の様式で再提出させた。</p> <p>現在は、同様の間違いが生じないように業務マニュアルを修正し、報告書の様式変更と業務マニュアルの周知徹底を図り、変更後の処理方法で業務の実施状況の履行確認を行っている。</p> |

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|-----------|--|
| | <p>なお、平成24年6月5日に各課経 理担当者、同年7月4日に課長職を対 象とする局内研修会において、経理事 務の留意点とあわせ、今回の指摘内容 を説明し、再発防止に向け委託契約事 務のチェック体制の徹底を図った。</p> |

| | | |
|----------|----|----|
| 北九州市監査委員 | 山口 | 彰 |
| 同 | 大津 | 雅司 |
| 同 | 新上 | 健一 |
| 同 | 森 | 浩明 |

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査（工事監査）

2 措置を講じた局等

建築都市局（住宅関係）

3 監査の期間

平成24年4月25日から平成24年8月9日まで

4 監査公表の時期

平成24年8月27日（平成24年監査公表第35号）

5 監査の結果に基づく措置状況

建築都市局

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|---|---|
| <p>ア 市営住宅の耐震改修工事の工事 監理体制等について (住宅整備課)</p> <p>〔20〕東夜宮団地3号棟他6棟公 営住宅耐震改修工事</p> <p>〔22〕寺内団地23号棟他4棟公 営住宅耐震改修工事</p> <p>〔27〕東夜宮団地3号棟他6棟公 営住宅耐震改修工事他2件 監理業務委託</p> <p>上記2件の工事は、既存の市営住宅に鉄骨の補強ブレースや耐震スリットを設置することにより、耐震性を高める改修工事である。</p> <p>市は、当該工事の適正な施工を図るため、当初設計業務委託を請負った設計事務所と、上記監理業務委託を特命随意契約した上で、設計意図を掌握し、工事監理について相当の技術・能力及び経験を有する者を、同設計事務所から委託監督員として選定し、工事請負者に通知していた。</p> <p>この委託監督員の業務は、工事現場に勤務し、工事請負者に施工管理上の指示等を行う他、配筋検査、アンカーの引抜試験の立会など、市監督員の代理として、監督業務の一部を行うこととなっている。</p> <p>しかし、上記の工事及び監理業務委託では、市が選定した委託監督員と異なる者が専ら監督業務を行っており、これは「北九州市工事監理業務委託契約約款」「北九州市工事請負契約約款」の規定に違反しており、工事監理体制と委託執行が不適切なものとなっていた。</p> <p>委託監督員を含めた工事監理体制</p> | <p>今回の指摘は、市担当者及び工事監理委託業務受注設計事務所（以下、受注者という。）が、「市工事請負契約約款」、「市工事監理業務委託契約約款」及び「市建築工事監督業務委託仕様書」等（以下、契約約款等という。）で選定すべき委託監督員について、十分に理解していなかったため、受注者は必要な手続きを経ずに委託監督員として届け出た者以外の技術者を委託監督業務に従事させ、市担当者は提出された業務実施体制の内容の確認を十分に行わず委託監督員を選任し、当該工事受注者に通知していたものである。</p> <p>今回の指摘を受け、平成24年8月及び9月の事務改善会議等で課内全員に詳細を報告し、業務実施体制の確認、指導方法及び事務手続きについて周知を行った。</p> <p>また、契約約款等で要求している委託監督員の選定基準や提出すべき書類等のチェック体制を強化するため、平成24年10月から「建築工事監理業務委託における業務計画書作成の手引き（試行版）」及び「工 (つづく)</p> |

注・・・〔 〕内の数字は、平成24年監査公表第35号の別表1一般工事抽出一覧表の番号を示す

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>や委託執行については、契約約款等を遵守し、適正な事務処理を行い、適切に行われたい。</p> | <p>事監理委託業務計画書作成状況確認チェックリスト（試行版）」を作成し、適正な事務の執行に努めるように改めた。</p> |

注・・・〔 〕内の数字は、平成24年監査公表第35号の別表1一般工事抽出一覧表の番号を示す

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>イ 工事の分割発注について (住環境整備課) (軽微な工事) 足立 6 号線道路改築 工事 (軽微な工事) 足立 6 号線道路改築 工事(その2)</p> <p>軽微な工事の「足立 6 号線道路改築 工事」及び「足立 6 号線道路改築 工事(その2)」の 2 件は、狭あい 道路拡幅整備事業の一環として行っ たものである。</p> <p>上記工事は、約 30m の区間につい て掘削から擁壁、側溝、舗装の施工 を行う一連の工事を、契約手続きの 短縮を図るために、同一時期に 2 分 割して、1 件 2 0 0 万円以下の「軽 微な工事」として発注したものであ る。</p> <p>しかし本 2 件の工事は、単独の工 事として施工可能な適当な工区分割 ではなく、また同一業者が施工して おり、「軽微な工事の執行要領」の 規定に違反していた。</p> <p>工事の発注については、「軽微な 工事の執行要領」等を遵守して、適 切に行われたい。</p> | <p>今回の指摘は、工事の発注及び契 約事務において「軽微な工事の執行 要領」を熟知していなかったため、 発生したものである。</p> <p>そこで、平成 2 4 年 8 月に、事務 マニュアルを見直し、「工事発注時 の留意事項」として、やむを得ず工 期を短縮する必要があり適当な工区 に区分する場合があっても、責任の 区分が明確で、かつそれ自体単独の 工事として施工可能な工区に区分 し、それぞれ異なる業者に発注す ることを明記し、再発を防止するこ ととした。</p> <p>また、併せて「市契約規則」や 「軽微な工事の執行要領」等の関連 規程の遵守について、一層の徹底を 図ることとした。</p> <p>これら再発防止策の内容については は、平成 2 4 年 8 月 2 3 日の事務改 善会議において、課の全職員に今回 の指摘事項に関する経緯や原因とと もに説明し、適切な工事発注を行う よう周知徹底した。</p> |

| | | | |
|----------|---|---|---|
| 北九州市監査委員 | 山 | 口 | 彰 |
| 同 | 大 | 津 | 雅 |
| 同 | 新 | 上 | 健 |
| 同 | 森 | | 浩 |
| | | | 明 |

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査（工事監査）

2 措置を講じた局等

産業経済局、港湾空港局及び上下水道局

3 監査の期間

平成24年4月25日から平成24年8月9日まで

4 監査公表の時期

平成24年8月27日（平成24年監査公表第34号）

(2) 港湾空港局

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|---|---|
| <p>ア 土留め工の設計・施工について (整備課) [5] 響灘東C地区雨水排水管渠 敷設工事</p> <p>上記工事は、響灘工業団地において地区内の雨水排水を行うため、既存道路内において幅 2.1m～2.5m、深さ 2.3m～2.8mの掘削を行い、ボックスカルバート(□0.9m、□1.1m)を敷設する工事であり、掘削に際しては、セメント系改良材の注入による基礎部分の地盤改良工とともに鋼矢板による土留め工を行っていた。</p> <p>この土留め工の設計・施工において、延長 330mのうち下流側 225mは道路土工指針に基づき安定計算を行い、根入れ長約 5mの鋼矢板Ⅲ型(矢板長 7.5m)を採用していたが、上流側の 105m部分は、安定計算をせず根入れ長約 0.2mの簡易鋼矢板(矢板長 2.5m)を採用していた。</p> <p>しかし、簡易鋼矢板による土留めは、良質な地盤での小規模な上下水道などの工事で行うものだが、本件は土質状況が悪い場所での、比較的大規模なボックスカルバート工事であり、上流側についても安定計算を行い必要な根入れ長や矢板規格を設計し、安全な施工をすべきであった。</p> <p>土留め工の設計・施工にあたって</p> | <p>今回の指摘は、土留め工の設計にあたって、経済性を重視し、構造物の設置深さと地下水位の関係から、簡易鋼矢板工法を採用したことが原因である。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、土留め工の設計にあたっては、埋立地という特性を踏まえ、土質状況等を十分に勘案し、道路土工仮設構造物工指針等に従って適切に設計を行うとともに、施工時においては、途中の掘削状況に応じて適切に対応することについて、平成 24年 10月 3日、整備課と港湾工事センターの事務改善会議において周知徹底を図るとともに、局の「設計・積算上の取り決め事項」に追記し、平成 25年 4月 1日より運用を開始することとした。</p> <p>また、整備課から工事監督課への引継ぎ時に、施工条件等を正確に伝達し、両課一体となって安全な施工に努める。</p> <p style="text-align: right;">(つづく)</p> |

注・・・[]内の数字は、平成24年度監査公表第34号の別表3本工事抽出一覧表の番号を示す

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|---|---------|
| <p>は、土質状況等を適切に判断して、道路土工仮設構造物工指針等に従って適切に行われたい。</p> | |

注・・・[]内の数字は、平成24年度監査公表第34号の別表3本工事抽出一覧表の番号を示す

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>イ 鋼矢板設置費の積算について (整備課) [7] 響灘西雨水排水施設 設置工事 (2 2)</p> <p>上記工事は、臨港地区内の道路整備に伴って、雨水排水施設の整備を行うものである。</p> <p>排水管渠設置の土留め工として矢板長 6.5mの鋼矢板を地表面下 6.5mまで挿入しているが、矢板打設前に打設機械の矢板つかみ代として地表面を約 0.5m以上掘削しているため、圧入長は 6.0m以下となっていた。</p> <p>そのため鋼矢板設置費は圧入長 6.0m以下として積算すべきであったが、誤って、圧入長 6.5mとしたため過大な積算となっていた。</p> <p>矢板打設費の積算に当たっては、土木工事標準積算基準書等に従って、適切に行われたい。</p> | <p>今回の指摘は、土留め工の設計にあたって、現地の状況を踏まえずに、鋼矢板の圧入長を採用し、積算したことや、施工時に圧入長の確認(管理)が不十分であったことが原因である。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、今後、同様な誤りがないよう、適正な積算基準の適用について、平成24年10月3日、整備課と港湾工事センターの事務改善会議において周知徹底を図るとともに、設計書内訳書に圧入長の規格をわかりやすく明示するとともに、施工時において圧入長の管理を行うよう、特記仕様書に明記することについて、局の「設計・積算上の取り決め事項」に追記し、平成25年4月1日より運用を開始することとした。</p> |

注・・・[]内の数字は、平成24年度監査公表第34号の別表3本工事抽出一覧表の番号を示す

(3) 上下水道局

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|---|
| <p>ア 異形管設置に伴う拘束について (設計課)</p> <p>[3] 丸山二丁目配水管布設替工事 [6] 小鷺田町～西曲里町配水管 布設替工事</p> <p>上記工事は、老朽化した配水管に替えて、耐震性能を高めた新しい配水管(NS型)を布設するものである。</p> <p>布設する配水管のうち、異形管を設置する箇所では、不平均力(水圧により管を移動させようとする力)が作用することから、継手部の変形による他の埋設管等の損傷の恐れがあるため、異形管の角度、水圧等に応じて、前後一定区間内の継手部を拘束する必要があったが、一部において拘束せずに施工されていた。</p> <p>異形管設置に伴う継手部の拘束については、水道施設設計指針に基づき、適切に行われたい。</p> | <p>今回の指摘は、異形管設置に伴う継手部の拘束についての認識が不十分であったことと配管の形状変更が生じた際の規定が周知徹底されていなかったことが原因で生じたものである。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、管路継手の拘束による異形管防護の適切な設計及び施工が行われるよう、技術職員を対象に不平均力に対する異形管防護の考え方の再確認並びに更なる技術の向上を図るため、設計課及び東部、西部の工事事務所において、技術説明会(平成24年8月21～22日、9月4～5日)を実施した。</p> <p>請負者に対しては、配管形状又は土被りを変更する場合は、拘束長さについて事前に監督員と協議するように、東部、西部の工事事務所の現場代理人調整会議(平成24年9月13、24日)において、指導し、周知を図った。更には、指導事項を確実に実施させるため、平成24年9月3日付事務連絡で「水道工事標準仕様書」の異形管防 (つづく)</p> |

注・・・[]内の数字は、平成24年度監査公表第34号の別表5本工事抽出一覧表の番号を示す

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|-----------|---|
| | <p>護に関する事項について内容改訂を行い、平成24年9月5日の連絡調整員会議において、関係職員に対し、周知を図った。</p> <p>また、上記改訂と同日付けで「水道設計業務委託特記仕様書」に拘束長さに関する事項を追記し、現場での配管形状等の変更に速やかに対応できるよう、設計担当者及び設計コンサルタントへの周知を図った。</p> <p>なお、指摘施工箇所措置については、継手部の周辺に他の埋設物がないことから、継手部が変形しても他の埋設管が損傷することはないが継手部周辺に何らかの影響を与える恐れはあるため、工事完了から地盤の安定及び水圧の季節変動等を考慮し、1年を経過する時点まで、道路状況等現地の監視を月1回行い、異常がないことを確認する。</p> |

注・・・ [] 内の数字は、平成24年度監査公表第34号の別表5本工事抽出一覧表の番号を示す

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|---|--|
| <p>イ 現場条件の変更に伴う調査・指示等について (設計課) [1 8] 山ノ口池 (松ヶ江)洪水吐 改造工事</p> <p>上記工事は山ノ口池の洪水時の放水能力を強化させるために、既存の洪水吐とは別に新規の洪水吐を推進工法により築造する工事である。</p> <p>この推進作業のためのH鋼等による土留め工において、当初設計では打込み部の土質を粘性土と判断していたが、一部分より中硬岩が露出してきたために、打込み工法を当初のバイブロハンマー工から岩盤対応のダウンザホールハンマー工へと変更し、大幅な増工となっていた。</p> <p>請負者の申告等に基づく地質状況等の条件変更については、北九州市工事請負契約約款の規定により、監督員は調査を行い、市はその調査結果を取りまとめ、必要な指示等とともに請負者に書面で通知することとなっている。</p> <p>しかし目視による調査で口頭による指示は行ったものの、施工費の増減に影響が大きい地盤の強度や分布状況等の調査内容が資料として作成されておらず、また指示が書面で行われていなかった。</p> <p>現場条件の変更に伴う調査、指示</p> | <p>ご指摘のとおり、現場条件の変更に伴う調査・指示等については、上下水道局工事請負契約約款に従い、事務手続きを進めるべきところを口頭による指示のみで行っていた。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、主に東部、西部の工事事務所の技術職員を対象として、事務改善会議（平成24年9月5日、26日）において、工事請負契約約款に明記されている監督員の職務内容について再確認を行い、現場の条件変更が生じた際の事務処理は、工事請負契約約款の規定を十分に把握した上で、適切に処理するよう規定内容の周知徹底を図った。</p> <p>(つづく)</p> |

注・・・[]内の数字は、平成24年度監査公表第34号の別表5本工事抽出一覧表の番号を示す

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|---|---------|
| <p>等については、北九州市工事請負契約約款等に従って、適切に行われたい。</p> | |

注・・・ [] 内の数字は、平成24年度監査公表第34号の別表5本工事抽出一覧表の番号を示す

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|---|--|
| <p>ウ 設計変更における積算及び温室効果ガスの回収・処分について (浄水課) [3 3] 山ノ神受配電設備更新工事</p> <p>本工事は、山ノ神ポンプ場の受配電設備の老朽化に伴い、設備更新を行う工事である。</p> <p>本工事の設計変更により増工した、機器搬出入用のシャッター設置等の工事費の積算において、「北九州市プラント工事積算要領」により3社以上の見積り比較で算定すべきところを、当該請負業者1社の見積りのみで算定しており、競争性、公平性の確保がなされず、かつ、価格の妥当性の検証も十分に行われておらず、不適切な積算となっていた。</p> <p>また、更新に伴い撤去・処分する既設ガス遮断器に封入されている温室効果ガス(六フッ化硫黄)の回収・処分を設計変更で増工していたが、不履行のまま、工事を完成としていた。</p> <p>工事の執行においては、設計変更においても積算要領等を理解の上、適正に積算を行うとともに、契約内容が確実に履行されるよう徹底されたい。</p> | <p>今回の指摘を受け、設計変更においては「北九州市プラント工事積算要領」によることとする業務要領を作成し、平成24年10月の事務改善会議で周知徹底した。</p> <p>また、六フッ化硫黄ガスについては、回収・処分の確認方法が不十分であったため今回の指摘を生じたもので、平成24年7月に処分完了の確認をしている。</p> <p>今後、同様の誤りが生じないように、六フッ化硫黄ガスの回収・処分については、処理業者による処理証明書の提出をもって確認することとする業務要領を作成し、平成24年10月の事務改善会議において周知徹底を行った。</p> |

注・・・[]内の数字は、平成24年度監査公表第34号の別表5本工事抽出一覧表の番号を示す

北九州市監査委員 山 口 彰
同 大 津 雅 司
同 新 上 健 一
同 森 浩 明

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、建設局、上下水道局及び区役所まちづくり整備課において施工する公園、河川及び下水道関係の工事（調査・設計委託及び除草・浚渫に係る業務委託を含む）で、平成23年7月13日から平成24年7月12日までに契約した本工事及び軽微な工事並びに平成23年度から平成24年度への継続工事を対象とした。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、表1、表2、表3のとおり工事等を抽出し、それぞれ事務手続、計画・設計及び施工について、事務が適正に執行されているか等を主眼に、関係書類の調査及び現地調査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

表1 工事の抽出（建設局）

| 工 事 区 分 | 対 象 工 事 | | 抽 出 工 事 | | 備 考 |
|------------------------|---------|-----------|---------|----------|-------|
| | 件 数 | 契約金額(千円) | 件 数 | 契約金額(千円) | |
| 本 工 事 (委託業務を含む) | 212 | 2,928,723 | 25 | 807,552 | 別表1参照 |
| 軽 微 な 工 事 (委託業務を含む) | 895 | 880,989 | 32 | 49,651 | 別表2参照 |

表2 工事の抽出（上下水道局）

| 工事区分 | 対象工事 | | 抽出工事 | | 備考 |
|--------------------|------|------------|------|-----------|-------|
| | 件数 | 契約金額(千円) | 件数 | 契約金額(千円) | |
| 本工事 (委託業務を含む) | 279 | 11,626,193 | 16 | 1,637,861 | 別表3参照 |
| 軽微な工事 (委託業務を含む) | 298 | 298,762 | 23 | 40,979 | 別表4参照 |

表3 工事の抽出（区役所まちづくり整備課）

| 工事区分 | 対象工事 | | 抽出工事 | | 備考 |
|--------------------|-------|-----------|------|----------|-------|
| | 件数 | 契約金額(千円) | 件数 | 契約金額(千円) | |
| 本工事 (委託業務を含む) | 209 | 1,450,803 | 21 | 198,060 | 別表5参照 |
| 軽微な工事 (委託業務を含む) | 1,797 | 2,013,039 | 36 | 46,820 | 別表6参照 |

3 監査の期間

平成24年8月21日から平成24年12月11日まで

4 監査の結果

(1) 建設局

監査の結果、工事の事務手続、計画・設計及び施工は、おおむね適正に行われていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

※ [] 内の数字は、「別表1 本工事抽出一覧表」の番号を示す

ア 設計変更の可能な範囲等について

(公園建設課)

[5] 美術の森公園整備工事

本工事は、美術館周辺の園路において、損傷の著しい既設舗装の更新等を行うものである。

設計変更において、別途発注の工事との競合を理由に当初予定していた舗装材の混合プラントが設置困難として、舗装工法を当初の透水性高炉スラグ舗装（カラー）から、アスファルト舗装と樹脂系滑止め材によりカラー化する工法へと変更していた。

これは、重要な工法・構造の変更に該当するものであり、北九州市契約規則第27条の運用の定めにより、契約担当課との事前協議が必要であった。

また、変更理由もなく、舗装面積を当初の330㎡から約650㎡へと倍増していたが、これは、契約変更は契約の目的（内容の同一性）を失わしめない範囲でのみ可能と定めている北九州市契約規則第27条の運用の定めによらない、不適切な変更であった。

工事発注に当たっては、事前に関連工事との調整等を行い、最適な工法を選定するとともに、設計変更に当たっては、北九州市契約規則等を遵守の上、適切に行われたい。

(2) 上下水道局

監査の結果、工事の事務手続、計画・設計及び施工は、おおむね適正に行われていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

※ [] 内の数字は、「別表3 本工事抽出一覧表」の番号を示す

ア 地盤改良杭の設計・施工について

(下水道整備課)

[6] 響町一・二丁目地内(その2) 管渠築造工事

響灘地区の株式会社ブリヂストンの工場増設に伴い、汚水の排水管(φ200mm)約150mの敷設を行うものである。

設計変更において、当初設計で想定した位置より浅い位置に、旧捨石護岸があることが判明したとして、鋼矢板長を短くし(当初7m→変更5m～5.5m)、補助工法として薬液注入工を増工した。合わせて、鋼矢板引抜き時には、排水管に蛇行・たるみが発生する恐れがあるとして、排水管を360度コンクリート巻きにし、基礎部には地盤改良杭(φ800mm、改良長4～5m程度)を施工するなど大幅な増工をしている。

この増工した地盤改良杭の採用については、上載荷重と地盤許容支持力による安定計算を行い、その必要性を確認した上で、設計・施工すべきところ、それを確認せずに実施しており、不適切であった。

設計変更においても、地盤改良などの構造物の基礎構造の変更や大幅な増工につながる工法の変更については、安定計算等による客観的な判断に基づき、設計・施工されたい。

(3) 区役所まちづくり整備課

監査の結果、工事の事務手続、計画・設計及び施工は、おおむね適正に行われていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

※ [] 内の数字は、「別表5 本工事抽出一覧表」の番号を示す

ア 河川浚渫土の処理について

(戸畑区役所まちづくり整備課)

[20] 弁天ポンプ場付近浚渫業務委託

[21] 弁天ポンプ場付近浚渫土処分業務委託

本業務委託は、地元要望を受けて、天籟寺川において堆積している土砂(河川延長120mの区間)を浚渫する業務である。

河川の浚渫土砂は、建設副産物の分類上、建設発生土としてその受入地で有効利用を図るべきものであるが、本業務委託では、天籟寺川の浚渫土は汚泥(産業廃棄物)との認識を持っていたため、その確認をせずに汚泥として、バキューム車で浚渫後、中間処理施設に持ち込み、天日乾燥した後、乾燥土砂を産業廃棄物受入施設に持ち込み、最終処分する設計・施工をしていた。

建設副産物の分類に基づき適切に判定していれば、一般的な河川の浚渫土と同様に建設発生土として、中間処理施設を経由せずにバキューム車のまま受入地に持ち込む方法などが可能となり、経費の節減が見込めた。

河川の浚渫土の処理については、建設副産物の分類に従い、適切に処理されたい。

別表1 本工事抽出一覧表（建設局）

| 番号 | 部課名 | 工事名称 (工事場所) | 工事概要 | 契約内容 | | |
|----|----------------|------------------------------------|------------------------|------|--------------|-------------------------|
| | | | | 方法 | 契約金額 (千円) | 工期 |
| 1 | 公園緑地部 公園建設課 | 響灘緑地休憩所周辺整備工事 <若松区大字竹並> | 植栽工 雨水排水設備 園路広場工 | 一般 | 32,317 | 23. 8. 4 23. 11. 18 |
| 2 | 公園緑地部 公園建設課 | 響灘緑地（ひびき動物ワールド）整備工事 <若松区大字竹並> | 補強土吹付工 | 指名 | 19,944 | 23. 10. 20 24. 3. 1 |
| 3 | 公園緑地部 公園建設課 | 勝山公園情報板設置工事 <小倉北区城内> | 情報案内板 | 指名 | 23,720 | 24. 1. 26 24. 3. 29 |
| 4 | 公園緑地部 公園建設課 | 和布刈公園落石防止網設置工事 <門司区大字門司> | 落石防止網工 | 指名 | 12,751 | 23. 12. 22 24. 3. 23 |
| 5 | 公園緑地部 公園建設課 | 美術の森公園整備工事 <戸畑区西鞆ヶ谷> | アスファルト舗装工 | 指名 | 11,482 | 24. 1. 26 24. 3. 30 |
| 6 | 公園緑地部 公園建設課 | 地球の道整備工事 <八幡東区東田二丁目> | 樹木移植 本改良真砂土舗装 | 指名 | 18,638 | 24. 6. 14 24. 9. 28 |
| 7 | 公園緑地部 公園建設課 | 長野緑地遊具広場外整備工事 <小倉南区大字長野> | 複合遊具設置 | 一般 | 86,142 | 23. 11. 24 24. 5. 31 |
| 8 | 公園緑地部 公園建設課 | 街路樹冬季剪定業務委託（小倉南区） <小倉南区一円> | 落葉樹剪定 常緑樹剪定 | 指名 | 20,010 | 23. 9. 29 24. . 131 |
| 9 | 河川部 河川整備課 | 笹尾川（稗田橋）橋梁架替工事（23-2） <八幡西区大字野面> | 下部工 上部工 | 一般 | 57,721 | 23. 12. 8 24. 8. 31 |
| 10 | 河川部 河川整備課 | 金剛川護岸工事（23-1） <八幡西区金剛二丁目> | 護岸工 | 一般 | 36,545 | 23. 8. 11 24. 3. 15 |

| 番号 | 部課名 | 工事名称 (工事場所) | 工事概要 | 契約内容 | | |
|----|----------------------|---|----------------------|------|--------------|---------------------------|
| | | | | 方法 | 契約金額 (千円) | 工期 |
| 11 | 河川部 河川整備課 | 撥川護岸工事(23-1) <八幡西区岸の浦二丁目> | 護岸工 | 一般 | 106,215 | 23. 8. 25 24. 6. 30 |
| 12 | 河川部 河川整備課 | 撥川管理道路整備工事(23-2) <八幡西区岸の浦二丁目> | 防護柵工 植栽工 舗装工 | 指名 | 33,578 | 24. 2. 23 24. 7. 31 |
| 13 | 河川部 河川整備課 | 紫川(MM区間)管理道整備工事(23-1) <小倉北区中島一丁目> | 管理道整備工 | 指名 | 9,927 | 23. 7. 21 23. 11. 18 |
| 14 | 河川部 河川整備課 | 鹿児島本線小倉・西小倉間紫川 橋りょう付近河道掘削工事 <小倉北区室町三丁目> | JR委託 河道掘削 | 隋契 | 48,000 | 24. 4. 1 24. 8. 31 |
| 15 | 東部 整備事務所 工務第二課 | 東谷川護岸工事(23-1) <小倉南区大字市丸> | 護岸工 | 指名 | 7,166 | 23. 11. 21 24. 3. 31 |
| 16 | 東部 整備事務所 工務第二課 | 春吉志公園整備工事 <門司区吉志三丁目> | 小型擁壁工 地被植栽工 | 指名 | 13,910 | 23. 9. 16 24. 1. 31 |
| 17 | 東部 整備事務所 工務第二課 | 東港公園防球フェンス 改修工事 <小倉北区東港一丁目地内> | 防球フェンス改修 バックネット改修 | 指名 | 27,640 | 23. 12. 1 24. 3. 15 |
| 18 | 東部 整備事務所 工務第二課 | 田野浦地内水路改修工事 <門司区大字田野浦> | 現場打水路工 | 指名 | 9,895 | 23. 11. 28 24. 4. 27 |
| 19 | 東部 整備事務所 工務第二課 | タカトリ川橋梁架替工事 <小倉南区大字道原> | 重力式橋台工 | 一般 | 62,882 | 23. 12. 22 24. 8. 31 |
| 20 | 西部 整備事務所 工務第二課 | 高炉台公園法面整備工事 <八幡東区中央三丁目> | 補強土植生のり枠工 | 指名 | 44,405 | 23. 8. 4 24. 1. 31 |

| 番号 | 部課名 | 工 事 名 称 〈工 事 場 所〉 | 工事概要 | 契約内容 | | |
|----|-----------------------|---------------------------------------|---------------------------|--------|--------------|-------------------------|
| | | | | 方法 | 契約金額 (千円) | 工 期 |
| 21 | 西 部 整備事務所 工務第二課 | 香月中央公園整備工事 〈八幡西区香月西四丁目〉 | アスファルト舗装工 | 一 般 | 69,930 | 24. 1. 17 24. 7. 31 |
| 22 | 西 部 整備事務所 工務第二課 | 香月公園整備工事 〈八幡西区香月中央一丁目〉 | パーゴラ | 指 名 | 16,118 | 24. 3. 16 24. 7. 15 |
| 23 | 西 部 整備事務所 工務第二課 | 千代ヶ崎北公園整備工事 〈八幡西区千代ヶ崎三丁目〉 | 真砂舗装工 柵工 複合遊具 | 指 名 | 15,807 | 23. 11. 18 24. 3. 16 |
| 24 | 西 部 整備事務所 工務第二課 | 山の谷公園整備工事 〈八幡西区浅川台一丁目〉 | 敷地造成工 園路広場整備工 | 指 名 | 4,122 | 23. 12. 2 24. 2. 20 |
| 25 | 西 部 整備事務所 工務第二課 | 西折尾地区緑地5号 整備工事(23-1) 〈八幡西区西折尾町〉 | 擁壁工 高木植栽工 アスファルト舗装工 | 指 名 | 18,687 | 24. 1. 27 24. 6. 11 |
| | | 計 | 25 件 | | 807,552 千円 | |

別表2 軽微な工事総括表（建設局）

| 部 名 | 課 名 | 対 象 工 事 | | 適 要 |
|--------|-------|---------|--------|---|
| | | 件数 | 金額（千円） | |
| 公園緑地部 | 公園建設課 | 16 | 21,914 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園造成 ・照明設置 ・給排水修繕 ・公園電気設備修繕 ・水防倉庫設置 ・パラペット設置 ・河川護岸整備 ・河川管理道整備 ・公園実施設計業務 ・水路設計業務 |
| 河川部 | 河川整備課 | 4 | 5,002 | |
| 東整備事務所 | 工務第二課 | 6 | 13,658 | |
| 西整備事務所 | 工務第二課 | 6 | 9,077 | |
| 合 計 | | 32 | 49,651 | |

別表3 本工事抽出一覧表（上下水道局）

| 番号 | 部課名 | 工事名称 (工事場所) | 工事概要 | 契約内容 | | |
|----|----------------|---|--------------------------------|------|--------------|---------------------|
| | | | | 方法 | 契約金額 (千円) | 工期 |
| 1 | 下水道部 下水道整備課 | 日明遮集増補幹線（その1）管渠更生工事 ＜小倉北区西港町＞ | 本管更生工 | 指名 | 118,842 | 23.11.24 24.5.31 |
| 2 | 下水道部 下水道整備課 | 中央三丁目地内雨水合流改善管渠築造工事 ＜八幡東区中央三丁目＞ | 刃口推進工 泥濃式推進工 | 一般 | 588,914 | 22.2.18 24.7.31 |
| 3 | 下水道部 下水道整備課 | 藤見川雨水幹線（その1）管渠築造工事 ＜門司区片上海岸＞ | 強化プラスチック複合管 | 一般 | 60,218 | 23.12.8 24.5.31 |
| 4 | 下水道部 下水道整備課 | 小熊野川3号雨水幹線（その3）管渠築造工事 ＜小倉北区熊谷三丁目＞ | ヒューム管 | 一般 | 17,352 | 23.11.24 24.6.15 |
| 5 | 下水道部 下水道整備課 | 大蔵二丁目地内雨水（その4）合流改善管渠築造工事 ＜八幡東区大蔵二丁目＞ | 強化プラスチック複合管 自由勾配側溝 管渠型側溝 | 一般 | 32,603 | 23.11.24 24.7.30 |
| 6 | 下水道部 下水道整備課 | 響町一・二丁目地内（その2）管渠築造工事 ＜若松区響町一・二丁目＞ | 塩ビ管 | 一般 | 59,935 | 23.8.4 24.4.30 |
| 7 | 下水道部 下水道整備課 | 鴨生田一丁目地内雨水調整池築造工事 ＜若松区鴨生田一丁目＞ | 調整池築造工 コンクリートブロック積工 | 一般 | 134,400 | 24.3.22 24.10.8 |
| 8 | 下水道部 下水道整備課 | 木屋瀬三丁目・四丁目地内雨水（その2）管渠築造工事 ＜八幡西区木屋瀬四丁目＞ | 推進管 | 一般 | 117,845 | 24.1.19 24.10.31 |
| 9 | 下水道施設部 施設課 | 東中島ポンプ場4号雨水ポンプ他機械設備改良工事 ＜八幡西区御開二丁目＞ | 雨水ポンプ 原動機 吐出弁 | 指名 | 118,919 | 23.8.4 24.3.15 |
| 10 | 下水道施設部 施設課 | 日明浄化センター小水力発電設備工事 ＜小倉北区西港町＞ | 小水力発電 設備の設置 | 指名 | 39,480 | 23.9.1 24.3.31 |

| 番号 | 部課名 | 工事名称 (工事場所) | 工事概要 | 契約内容 | | |
|----|------------------------|--|-------------------------------|-------------|--------------|---------------------|
| | | | | 方法 | 契約金額 (千円) | 工期 |
| 11 | 下水道施設部 施設課 | 大手町ポンプ場電気計 装設備改良工事 ＜小倉北区大手町＞ | 低圧電気計 装設備の改 良 | 指名 | 113,071 | 23.10.27 24.3.15 |
| 12 | 下水道施設部 施設課 | 東中島ポンプ場他1ポンプ場 低圧電気計装設備改良工事 ＜八幡西区御開二丁目＞ | 低圧電気計 装設備の改 良 | 指名 | 63,945 | 23.10.27 24.3.15 |
| 13 | 下水道施設部 施設課 | 曾根浄化センター1系重力 濃縮他機械設備改良工事 ＜小倉南区中吉田二丁目＞ | 1系重力濃 縮他機械設 備の改良 | 指名 | 100,984 | 23.10.27 24.6.30 |
| 14 | 下水道施設部 東部 浄化センター | 日明浄化センター汚泥乾 燥設備定期修繕工事 ＜小倉北区西港町＞ | 汚泥乾燥設 備の点検整 備 | 随契 | 48,295 | 23.8.31 23.12.15 |
| 15 | 下水道施設部 東部 浄化センター | 曾根浄化センター2号 脱水機外定期修繕工事 ＜小倉南区中吉田二丁目＞ | 2号脱水機 外の分解、 点検、部品 交換 | 指名 | 13,370 | 23.9.15 24.2.29 |
| 16 | 下水道施設部 西部 浄化センター | 北湊浄化センター1号 脱水機定期修繕工事 ＜若松区大字安瀬＞ | 1号脱水機 の定期修繕 | 指名 | 9,688 | 23.12.8 24.3.30 |
| 計 | | 16件 | | 1,637,861千円 | | |

別表4 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（上下水道局）

| 部 名 | 課 名 | 対 象 工 事 | | 適 要 |
|-------------|----------|---------|--------|---|
| | | 件数 | 金額（千円） | |
| 下 水 道 部 | 下水道計画課 | 1 | 1,964 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取付管整備 ・ 合流改善 ・ 管渠築造 ・ 雨水ポンプ 緊急修繕 ・ 汚水ポンプ 修繕 ・ 管理本館玄関修繕 ・ 管渠布設実施設計業務 |
| | 下水道整備課 | 7 | 12,541 | |
| 下 水 道 施 設 部 | 東部浄化センター | 8 | 14,154 | |
| | 西部浄化センター | 7 | 12,320 | |
| 合 計 | | 23 | 40,979 | |

別表5 本工事抽出一覧表（区役所まちづくり整備課）

| 番号 | 部課名 | 工事名称 (工事場所) | 工事概要 | 契約内容 | | |
|----|------------------------|---|--------------------------|------|--------------|-------------------------|
| | | | | 方法 | 契約金額 (千円) | 工期 |
| 1 | 門司区役所 まちづくり 整備課 | 東門司花月園1号線 舗装補修工事 <門司区花月園> | 舗装工 排水構造物修繕 人孔蓋取替工 | 指名 | 4,868 | 23. 8. 12 23. 10. 31 |
| 2 | 門司区役所 まちづくり 整備課 | 門司行橋線バリアフリー化 舗装工事 <門司区吉志三丁目> | 路面切削工 車道舗装工 区画線工 | 指名 | 12,272 | 23. 12. 26 24. 6. 15 |
| 3 | 門司区役所 まちづくり 整備課 | 畑地内(その2)管渠 更生工事 <門司区大字畑> | 更生工 | 指名 | 12,726 | 23. 8. 5 23. 11. 3 |
| 4 | 小倉北区役所 まちづくり 整備課 | 新紫川伏越人孔清掃浚渫 業務委託(収集・運搬) <小倉北区大手町外> | 管渠浚渫 人孔浚渫 汚泥運搬 | 指名 | 14,700 | 23. 12. 6 24. 3. 5 |
| 5 | 小倉北区役所 まちづくり 整備課 | 新紫川伏越人孔清掃 浚渫業務委託(処分) <小倉北区大手町外> | 中間処理 | 指名 | 8,925 | 23. 12. 6 24. 3. 5 |
| 6 | 小倉北区役所 まちづくり 整備課 | 木町三丁目公園整備 工事 <小倉北区木町三丁目> | 園路広場整備工 遊戯施設整備工 | 指名 | 6,429 | 24. 1. 27 24. 3. 31 |
| 7 | 小倉南区役所 まちづくり 整備課 | 文化記念公園調整池 管理業務委託 <小倉南区田原五丁目> | 土砂浚渫 | 指名 | 2,690 | 24. 3. 7 24. 3. 30 |
| 8 | 小倉南区役所 まちづくり 整備課 | 東貫三丁目地内污水 蓋取替工事 <小倉南区東貫三丁目> | 人孔蓋取替 污水柵蓋取替 | 指名 | 3,789 | 23. 8. 19 23. 10. 18 |
| 9 | 小倉南区役所 まちづくり 整備課 | 下吉田四丁目地内 (その3)管渠更生 工事 <小倉南区下吉田四丁目> | 更生工 | 指名 | 17,596 | 23. 11. 14 24. 3. 13 |
| 10 | 若松区役所 まちづくり 整備課 | 向洋町水路浚渫業務 委託 <若松区向洋町> | 浚渫 除草 | 指名 | 1,427 | 24. 5. 2 24. 6. 30 |

| 番号 | 部課名 | 工事名称 (工事場所) | 工事概要 | 契約内容 | | |
|----|------------------------|--|--------------|------|--------------|----------------------|
| | | | | 方法 | 契約金額 (千円) | 工期 |
| 11 | 若松区役所 まちづくり 整備課 | 白山二丁目地内外防 臭器具設置工事 <若松区白山二丁目外> | 防臭ソリッド | 指名 | 15,186 | 23.12.9 24.3.13 |
| 12 | 若松区役所 まちづくり 整備課 | 鴨生田二丁目地内 (その2)管渠更生 工事 <若松区鴨生田二丁目> | 更生工 | 指名 | 16,806 | 23.10.3 24.1.31 |
| 13 | 八幡東区役所 まちづくり 整備課 | 神山町地内管渠更生 工事 <八幡東区神山町> | 更生工 | 指名 | 12,186 | 23.10.14 24.1.22 |
| 14 | 八幡東区役所 まちづくり 整備課 | 花尾前田1号線樹木 撤去業務委託 <八幡東区前田一丁目外> | 樹木撤去工 | 指名 | 2,736 | 23.11.11 23.12.20 |
| 15 | 八幡東区役所 まちづくり 整備課 | 高炉台公園外1箇所 (環境)維持作業業務委託 <八幡東区中央三丁目外> | 清掃 除草 | 指名 | 2,155 | 24.4.20 24.6.29 |
| 16 | 八幡西区役所 まちづくり 整備課 | 木屋瀬二丁目水路改 修工事 <八幡西区木屋瀬2丁目> | 水路工 | 指名 | 6,035 | 23.2.4 23.5.15 |
| 17 | 八幡西区役所 まちづくり 整備課 | 旧街道緑地整備工事 <八幡西区東曲里> | 植栽工 入口整備工 | 指名 | 10,234 | 23.10.21 24.2.29 |
| 18 | 八幡西区役所 まちづくり 整備課 | 吉祥寺公園法面整備 工事 <八幡西区吉祥寺町> | 法面整備工 | 指名 | 15,767 | 23.12.9 24.3.15 |
| 19 | 戸畑区 まちづくり 整備課 | 千防三丁目地内管渠 更生工事 <戸畑区千防三丁目> | 更生工 | 指名 | 16,072 | 23.11.11 24.2.19 |
| 20 | 戸畑区 まちづくり 整備課 | 弁天ホップ場付近浚 業務委託 <戸畑区丸町一丁目> | 浚渫工 | 指名 | 8,034 | 23.12.20 24.3.30 |

| 番号 | 部課名 | 工 事 名 称 〈工 事 場 所〉 | 工事概要 | 契約内容 | | |
|----|-------------------------|--------------------------------------|-----------------------|------|--------------|----------------------|
| | | | | 方法 | 契約金額 (千円) | 工 期 |
| 21 | 戸 畑 区 まちづくり 整 備 課 | 弁天ホップ場付近浚渫 土砂処分業務委託 〈戸畑区丸町一丁目〉 | 中間処理工 土砂運搬工 処分工 | 指名 | 7,427 | 23.12.20 24. 3.30 |
| 計 | | | 21 件 | | 198,060 千円 | |

別表6 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（区役所）

| 部 名 | 課 名 | 対 象 工 事 | | 適 要 |
|-----------|----------|---------|---------|---|
| | | 件 数 | 金 額(千円) | |
| 門 司 区 役 所 | まちづくり整備課 | 5 | 5,801 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道維持修繕 ・ 河道掘削 ・ 法面整備 ・ 取水ポンプ修繕 ・ 公園給排設備修繕 ・ 公園整備 ・ 河川護岸改良 ・ 公園照明灯設置 ・ 測量設計業務 |
| 小倉北区役所 | まちづくり整備課 | 6 | 7,214 | |
| 小倉南区役所 | まちづくり整備課 | 4 | 7,505 | |
| 若松区役所 | まちづくり整備課 | 5 | 7,753 | |
| 八幡東区役所 | まちづくり整備課 | 4 | 4,817 | |
| 八幡西区役所 | まちづくり整備課 | 7 | 7,978 | |
| 戸畑区役所 | まちづくり整備課 | 5 | 5,752 | |
| 合 | 計 | 36 | 46,820 | |

| | | | |
|----------|---|---|---|
| 北九州市監査委員 | 山 | 口 | 彰 |
| 同 | 大 | 津 | 雅 |
| 同 | 新 | 上 | 健 |
| 同 | 森 | | 浩 |
| | | | 明 |

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査

2 措置を講じた局等

産業経済局

3 監査の期間

平成24年1月18日から平成24年5月18日まで

4 監査公表の時期

平成24年8月27日（平成24年監査公表第31号）

5 監査の結果に基づく措置状況

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>ア 支出事務</p> <p>(ア) 会議出席に係る経費の支出について</p> <p>(中央卸売市場)</p> <p>宿泊を伴う会議出席に係る経費の支出において、夕食相当の飲食を伴う情報交換会の負担金を支出しているにもかかわらず、夕食代を含む宿泊料を支出しているものが見られた。</p> <p>地方財政法では、地方公共団体の経費は、目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて支出してはならないとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> | <p>平成24年4月から情報交換会費用を含む会議負担金を支出する場合は、宿泊料のうち夕食代相当額を減額することで、重複の解消を図ることとした。</p> <p>なお、過去の事例に関しては、5年間遡って当該事例を調査し、支出の重複があったケースについて夕食代相当額の返還を行った。</p> |

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|---|---|
| <p>イ 契約事務</p> <p>(ア) 委託契約事務について</p> <p>(新産業振興課・企業立地支援課)</p> <p>委託契約事務において、①仕様書の記載内容が具体性にかけるもの、②予定価格の算定方法が適切でないもの、③特命理由に合理性が認められないものなど不適正な事務処理が認められた。</p> <p>市委託業務要綱によると、委託に当たっては、委託業務の内容及び範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならないとされている。また、予定価格の設定に当たっては、経済的な数量、時間、経費等の把握に努め、客観的かつ適正に積算を行うものとするとしている。さらに、随意契約により契約を締結する場合は、合理的な理由のある場合に限定し、安易に随意契約によって契約をしないようにするものとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> | <p>(新産業振興課)</p> <p>指摘事項①・②について</p> <p>今回の指摘を受け、平成24年度契約分から、これまで明確でなかった委託業務の内容及び範囲を明らかにするよう仕様書を作成した。また、予定価格の設定に当たっては、客観的かつ適正に積算するよう措置を講じた。</p> <p>再発防止のため、平成24年4月26日に実施した事務改善会議で、全職員に対して、指摘内容の周知を行い、適正な事務処理の徹底を図った。</p> <p>(企業立地支援課)</p> <p>指摘事項③について</p> <p>今回の指摘を受け、再発防止のため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特命随意契約をする場合には、他に当該業務を履行することが可能な者がいないか十分に確認すること 2 特命理由として客観的根拠が示されていること <p>以上について、周知徹底を図った。</p> <p>今後は「市委託業務要綱」「業務委託契約事務の手引き」等に基づき、契約事務の進行管理を適正に行うこととした。平成24年5月7日の事務改善会議のなかで、適正な事務処理の再確認を行った。</p> |

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>イ 契約事務</p> <p>(イ) 荒廃森林再生事業業務委託契約 について (農林課)</p> <p>委託業務契約で、①予定価格を設定せずに、設計積算金額をそのまま予定価格としているもの、②変更契約金額を誤って算出しているなど、不適正な事務処理が認められた。</p> <p>委託業務要綱では、事前に予定価格を定めることと、さらに契約規則及び契約規則の運用では、設計変更による契約変更について規定されている。</p> <p>適正に処理されたい。</p> | <p>平成23年度契約分から予定価格調書を作成しており、変更契約金額の算出も適正に行っている。</p> <p>再発防止のため、平成24年8月24日に実施した事務改善会議で、全職員に対して、指摘内容の周知を行い、適正な事務処理の徹底を図った。</p> |

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>イ 契約事務</p> <p>(ウ) 給与計算業務委託契約について (競艇事務所)</p> <p>給与計算業務の委託契約において、3月分の従事員に係わる給与計算業務は4月1日以降にしかできないにもかかわらず、3月31日までを履行期限として契約を締結していた。</p> <p>会計年度独立の原則から、翌年度以降にわたって業務を要する契約は不適切である。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> | <p>平成24年度契約分からは、委託処理内容を平成24年4月から平成25年2月勤務分までとし委託契約を締結している。</p> <p>また平成25年度以降は、3月勤務分から翌年2月勤務分までの期間について、給与計算業務の委託契約を行うこととする。</p> |

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|---|---|
| <p>イ 契約事務 (エ) メディアドーム自主イベントについて (競輪事務所)</p> <p>メディアドーム自主イベント実施運営事業委託契約において、明確に事業内容を区分しないまま全体事業費の一部しか委託契約を締結していなかった。また、業務実施報告書に事業収支状況が含まれていないにもかかわらず、履行確認を行っていた。</p> <p>当該自主イベントは共催事業者と合同で実施したイベントであることから、全体の中で委託を行った事業の内容を明確にしておく必要がある。また、事業効果を検証するためには事業収支を含めた事業報告書を徴する必要がある。</p> <p>市委託業務要綱では、委託に当たっては、委託業務の内容及び範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならないとされており、業務が完了したときは、速やかに委託先から業務の完了報告書等を徴するとともに履行の確認を行うこととされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p> | <p>指摘された点については、平成24年8月27日に委託業者から事業収支報告書を改めて提出させ、履行状況の再確認を行った。</p> <p>今回の指摘は、共催事業者と合同でイベントを実施するにあたって、共催事業者及び市の役割を明確にしなかったことが原因で生じたものである。</p> <p>今後は、実行委員会を立ち上げ、市を含む参画団体がそれぞれ負担金を支出して事業費に充てる。負担金の支出にあたっては、市補助金等交付規則に基づいて適正な事務処理を行うこととする。</p> <p>また、再発防止のため、平成24年8月28日の事務改善会議で、今回の指摘内容と改善策を周知するとともに、委託業務についても、市委託業務要綱及び業務委託契約事務の手引きに基づいて適正な事務処理を行うよう、指導徹底を図った。</p> |

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|--|
| <p>ウ 財産管理事務 (ア) 物品の購入管理について (渡船事業所)</p> <p>若戸渡船の回数券・定期券の印刷発注について、見積日、発注管理簿の発注日及び検収年月日の全てが窓口で作成している受払簿の受入日よりも後になっていた。</p> <p>市契約規則によると、見積書は相手方を選定するため、契約を締結する前に徴するものである。また、発注管理簿は発注の際に記録し、決裁を受けることとされている。さらに、市会計規則では、物品管理者はその所属に属する物品を常にその使用状況を把握しておかなければならないとされている。</p> <p>回数券・定期券は、金券の一種でもあることから、より一層適正な事務手続きをされたい。</p> | <p>指摘された点については、平成24年2月から市契約規則どおりに契約を締結する前に見積書を徴収し、発注管理簿により発注の決裁を受けるように処理方法を変更した。また、回数券・定期券は、金券の一種でもあることから、現物と受払簿を物品管理者が使用状況ごとに確認することとした。</p> <p>今回、発注者が発注日及び納品日を確認することなく支払いの処理をおこなったため生じたもので、今後、同様の間違いが生じないように発注者と受払簿担当者が双方確認しながら検収を行うこととした。</p> <p>また、再発防止対策として、平成24年2月16日に物品を発注する際に発注管理簿を記入し所属長の決裁を受けて発注するように指示した。</p> |
| | <p>局全体として、定期監査後、幹部会において、今回の指摘事項等について周知徹底した。</p> <p>また、平成24年8月31日に会計事務研修会を開催し、指摘事項等について周知するとともに、「監査で指摘を受けないための必見マニュアル」などを活用して、再発防止に向けた事務処理の確認等を行った。</p> |

| | | | |
|----------|---|---|---|
| 北九州市監査委員 | 山 | 口 | 彰 |
| 同 | 大 | 津 | 雅 |
| 同 | 新 | 上 | 健 |
| 同 | 森 | | 浩 |
| | | | 明 |

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 措置を講じた団体

公立大学法人北九州市立大学

3 監査の期間

平成24年1月18日から平成24年5月18日まで

4 監査公表の時期

平成24年8月27日（平成24年監査公表第33号）

5 監査の結果に基づく措置状況

| 監査の結果 | 措置状況 |
|---|--|
| <p>1 <u>旅費の支出事務について</u></p> <p>北九州市立大学職員の旅費について、①公立大学法人北九州市立大学職員旅費規程（以下「旅費規程」という。）では、出張地内での移動交通費は支給しないこととなっているにもかかわらず、出張地内での移動交通費を支給していたもの、②日当を支給していないもの、③同一の日程、用件、出張先で交通費が異なっているものなどが見受けられた。</p> <p>旅費規程では、旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算すると規定されている。</p> <p>組織的なチェック体制を整備するなど、適正な事務処理をされたい。</p> | <p>1 指摘に沿った改善是正</p> <p>指摘された点について、①旅費過払分は、平成24年9月24日に旅行者から返還させた、②旅費不足分は、平成24年9月13日に旅行者へ追加支給した、③同一の日程、用件、出張先で交通費が異なっていた県外出張ガイドンス案件は、主管課で事前に経路及び方法を定めたいえで旅費を算定し、関係課に周知することにより事務処理を行うこととした。</p> <p>2 制度面での恒久的措置</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように、今回の旅費の支出事務に係る指摘事項を含む点検項目が入ったチェックシートを作成した。</p> <p>3 職員への周知</p> <p>平成24年10月3日に、チェックシートの運用による適正な事務処理の徹底について全課に通知した。併せて、公立大学法人北九州市立大学旅費規程等の旅費関係規程集を配布した。</p> |

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|---|
| <p>2 <u>工事の契約事務について</u></p> <p>(仮称)北九州市立大学学生交流スペース新築工事において、工事完了が工期限を超えていたにもかかわらず、契約変更せずに工期内に完了したものとして検査報告がされていた。</p> <p>これは、工事期間中に建設作業ができない日(大学祭、入学試験等)があったため、監督員が工事期間の延長を認めていたにもかかわらず、契約変更を行わなかったものであった。</p> <p>工事契約の変更手続き等については、北九州市立大学工事請負契約約款等を遵守し、適正に行われたい。</p> | <p>1 指摘に沿った改善是正</p> <p>指摘された点について、平成24年10月から、工事請負契約約款等を遵守して適正な事務手続き等が行われているかどうかについて、工事関係者全員による進捗会議で毎回、確認するようになった。</p> <p>2 制度面での恒久的措置</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように、今回の工事の契約事務に係る指摘事項を含む点検項目が入ったチェックシートを作成した。</p> <p>3 職員への周知</p> <p>平成24年10月3日に、チェックシートの運用による適正な事務処理の徹底について全課に通知した。併せて、公立大学法人北九州市立大学契約規程等の契約関係規程集を配布した。</p> |

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|--|---|
| <p>3 <u>工事業者の選定について</u></p> <p>随意契約工事において、建設工事有資格業者でないものと契約し、工事を行っていた。</p> <p>「公立大学法人北九州市立大学契約規程」では、随意契約工事は「北九州市建設工事有資格業者」のうちから、2人以上の契約の相手方となるべき者から見積書を提出させなければならないとなっているにもかかわらず、「北九州市物品等供給有資格業者」から見積書を提出させ、契約を行っていた。</p> <p>工事業者の選定にあたっては、契約規程等を遵守し、適正に行われたい。</p> | <p>1 指摘に沿った改善是正</p> <p>指摘された点について、平成24年9月18日に、工事業者の選定時は市建設工事有資格業者の確認を厳守するように、契約関係者全員を対象として、マニュアルに基づき、事務の周知徹底を図った。</p> <p>2 制度面での恒久的措置</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように、今回の工事業者の選定に係る指摘事項を含む点検項目が入ったチェックシートを作成した。</p> <p>3 職員への周知</p> <p>平成24年10月3日に、チェックシートの運用による適正な事務処理の徹底について全課に通知した。併せて、公立大学法人北九州市立大学契約規程等の契約関係規程集を配布した。</p> |